3-2　自然的状況

3-2-1　大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況

1.　気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、熊谷地域気象観測所である。

熊谷地域気象観測所における過去 10 年間の気象の状況を表 3-2-1-1 に、令和元年の気象の状況を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-1～図 3-2-1-2 に示す。

平成 22 年～令和元年の平均気温は 15.7℃、最高気温は 41.1℃、最低気温は-5.7℃、平均風速は 2.5m/s、最多風向は北西及び西北西、平均降水量は 1,281.0 ㎜である。

また、令和元年の気象をみると、平均気温は 16.1℃、最高気温は 38.4℃、最低気温は-4.3℃、平均風速は 2.6m/s、最多風向は北西、年間降水量は 1,460.5 ㎜である。

表 3-2-1-1　気象の状況（熊谷地域気象観測所）

年	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	降水量（mm）
	平均	最高	最低			
平成 22 年	15.8	38.1	-4.2	2.3	西北西	1,307.0
平成 23 年	15.4	39.8	-4.6	2.5	北西	1,324.5
平成 24 年	15.1	37.8	-5.6	2.7	北西	1,079.0
平成 25 年	15.6	39.3	-4.8	2.7	北西	1,251.0
平成 26 年	15.3	38.8	-4.7	2.6	北西	1,387.5
平成 27 年	16.0	38.6	-4.6	2.5	西北西	1,335.0
平成 28 年	15.9	37.3	-5.7	2.4	西北西	1,301.0
平成 29 年	15.4	37.8	-5.3	2.6	西北西	1,308.5
平成 30 年	16.4	41.1	-5.3	2.4	西北西	1,056.0
令和元年	16.1	38.4	-4.3	2.6	北西	1,460.5
平均	15.7	41.1	-5.7	2.5	北西、西北西	1,281.0

（資料：気象庁ホームページ）

表 3-2-1-2　気象の状況（熊谷地域気象観測所：令和元年）

月	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
1 月	4.5	16.2	-4.3	3.4	北西	10.9	北西	6.0
2 月	6.1	20.1	-3.1	3.2	北西	10.9	北北西	28.5
3 月	9.7	23.2	-1.0	3.1	北西	10	西北西	84.0
4 月	13.4	28.0	0.5	3	西北西	11.3	西北西	79.0
5 月	20.3	36.2	6.2	2.7	南南東	8.2	南東	86.0
6 月	22.1	34.2	15.3	2.3	南東	8.3	西北西	224.5
7 月	24.6	36.8	17.7	2	東	7.6	南南東	167.0
8 月	28.6	38.4	21.3	2.2	南東	8.9	南南東	123.5
9 月	24.9	36.1	17.3	2	東	9.7	北	110.0
10 月	19.2	30.9	9.0	2.3	西北西	13	西北西	447.5
11 月	12.3	26.0	0.4	2.4	西北西	8.3	西北西	84.5
12 月	7.3	19.5	-1.0	2.5	北西	13.1	北西	20.0
年間	16.1	38.4	-4.3	2.6	北西	13.1	西北西	1,460.5

（資料：気象庁ホームページ）

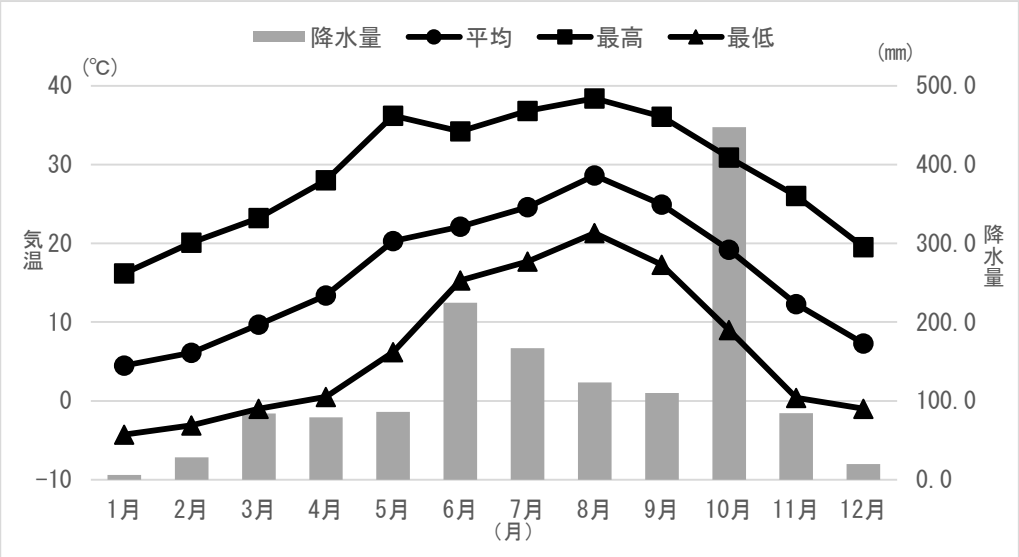

（資料：気象庁ホームページ）

図 3-2-1-1　気温及び降水量の状況（熊谷地域気象観測所：令和元年）

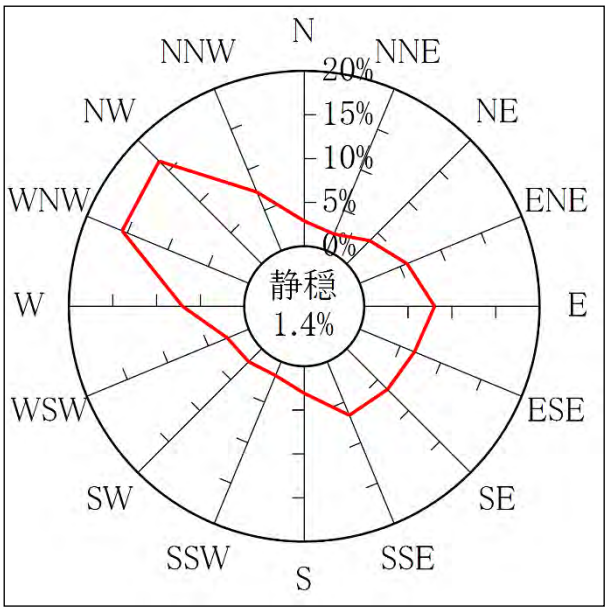

（資料：気象庁ホームページ）

静穏は静穏（0.3m/s 未満）の割合を示す。

図 3-2-1-2(1)　風配図（熊谷地域気象観測所：令和元年 年間）

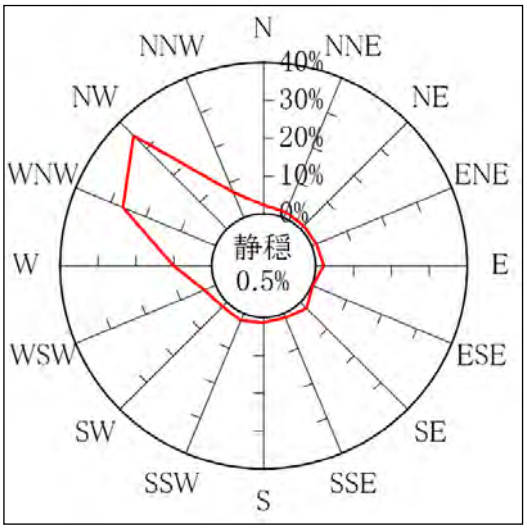

1 月

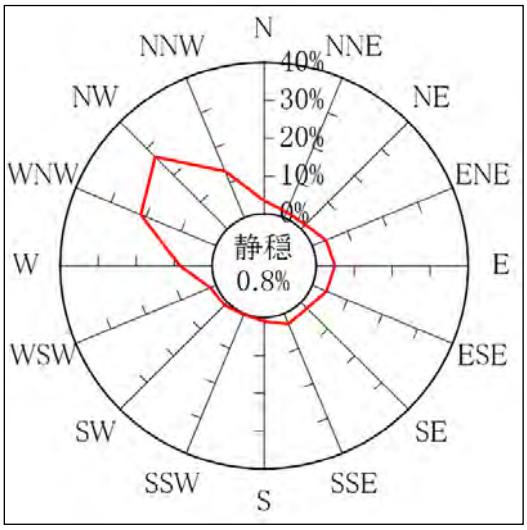

2 月

（資料：気象庁ホームページ）

静穏は静穏（0.3m/s 未満）の割合を示す。

図 3-2-1-2(2)　各月風配図（熊谷地域気象観測所：令和元年各月）

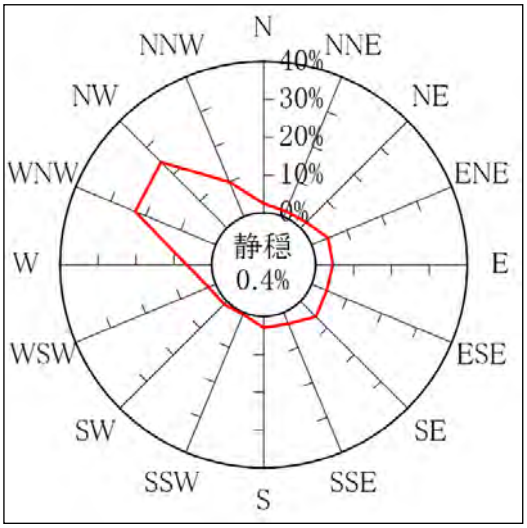

3 月

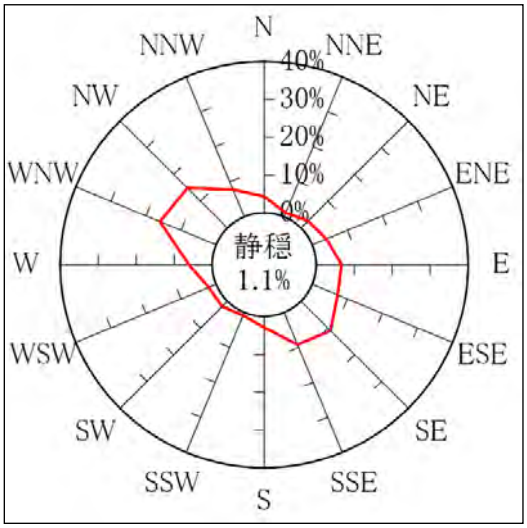

4 月

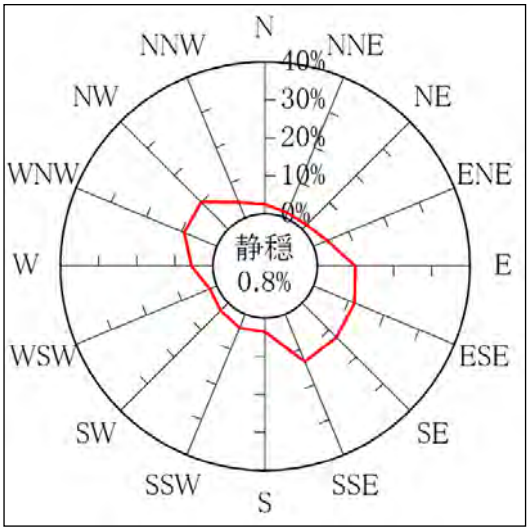

5 月

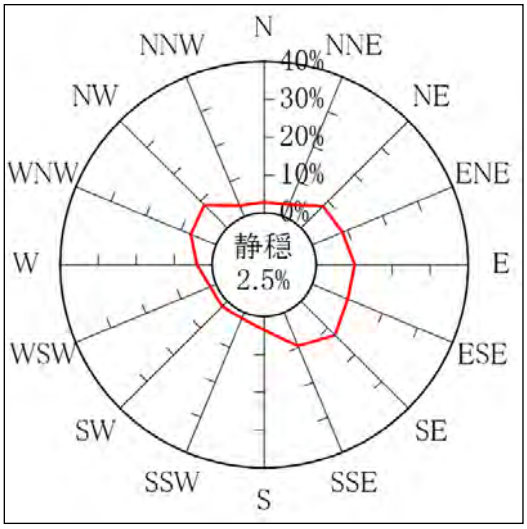

6 月

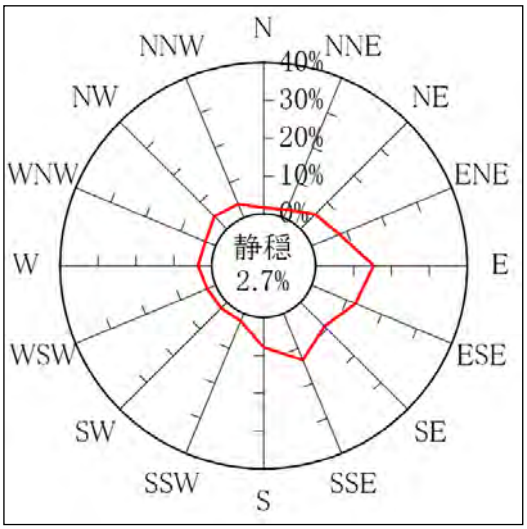

7 月

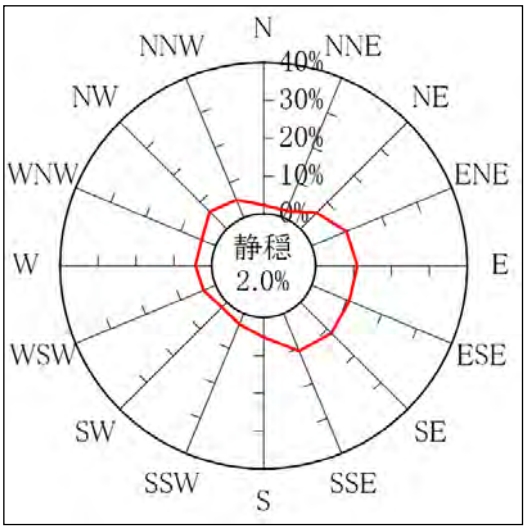

8 月

（資料：気象庁ホームページ）
静穏は静穏（0.3m/s 未満）の割合を示す。

図 3-2-1-2(3)　各月風配図（熊谷地域気象観測所：令和元年各月）

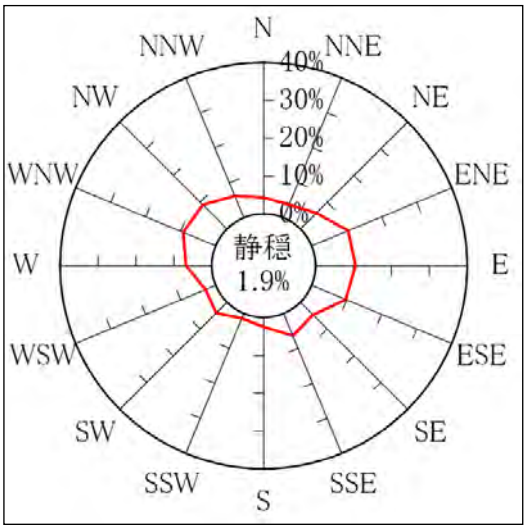

9 月

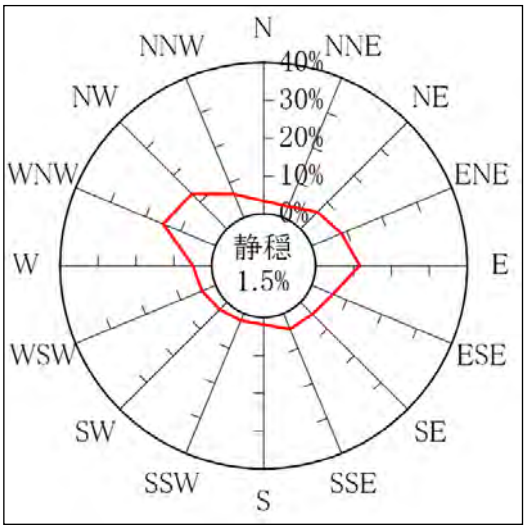

10 月

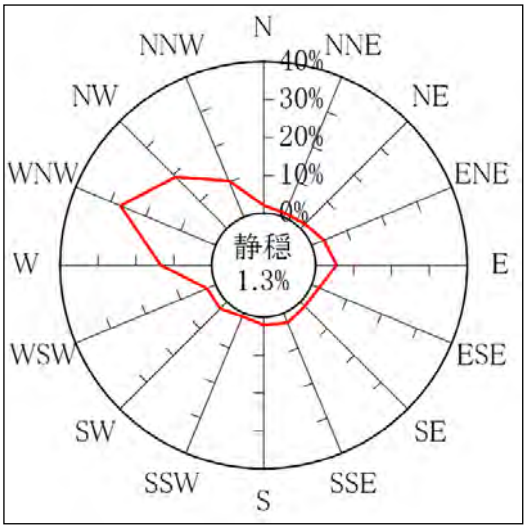

11 月

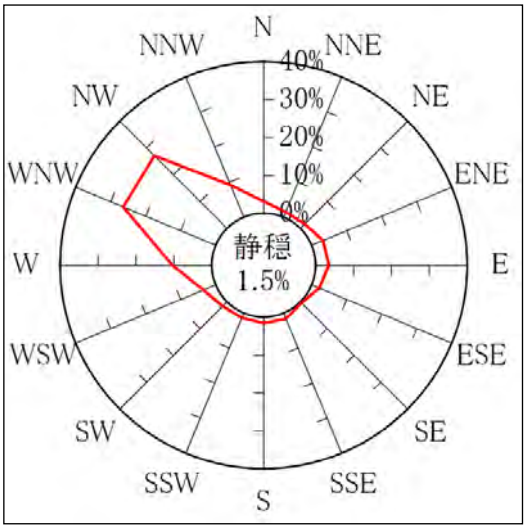

12 月

（資料：気象庁ホームページ）
静穏は静穏（0.3m/s 未満）の割合を示す。

図 3-2-1-2(4)　各月風配図（熊谷地域気象観測所：令和元年各月）

2. 大気質

対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が 1 測定局（深谷）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が 1 測定局（深谷原郷自排）ある。

なお、一般局の深谷では二酸化硫黄の測定がないことから、熊谷一般局のデータも参考に示す。

各測定局の測定項目を表 3-2-1-3 に、測定局の位置を図 3-2-1-3 に示す。

表 3-2-1-3　測定項目

区分	測定局	測定項目							
		二酸化硫黄（SO2）	窒素酸化物（NOx）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）	一酸化炭素（CO）	微小粒子状物質（PM2.5）	非メタン炭化水素（NMHC）	ダイオキシン類（DXN）
一般局	深谷		○	○	○		○		○
	熊谷	○	○	○	○	○	○		
自排局	深谷原郷自排		○	○			○	○	

（資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県ホームページ）
：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

測定局の場所は以下のとおりである。
深谷：桜ヶ丘小学校
熊谷：熊谷市役所
深谷原郷自排：深谷商業高等学校

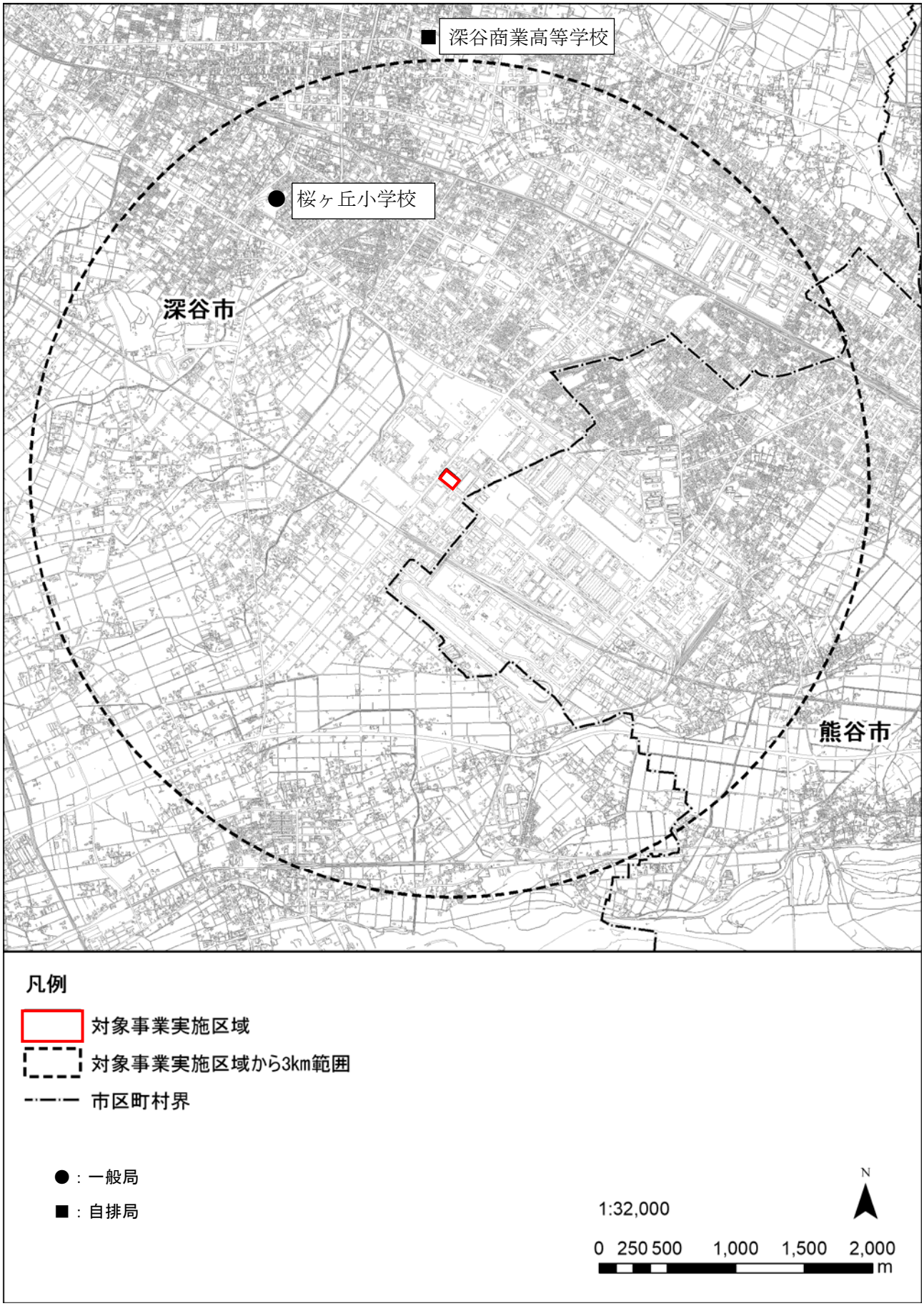

図 3-2-1-3　大気汚染常時監視局位置図

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-4 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における二酸化硫黄の経年変化は、図 3-2-1-4 に示すとおりである。1 日平均値の 2%除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-4　二酸化硫黄の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	1 年平均値（ppm）	1 日平均値の 2%除外値（ppm）	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数（日）	1 時間値の最大値（ppm）	環境基準	
							長期的評価	短期的評価
一般局	熊谷	0.001	0.002	無	0	0.009	○	○

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

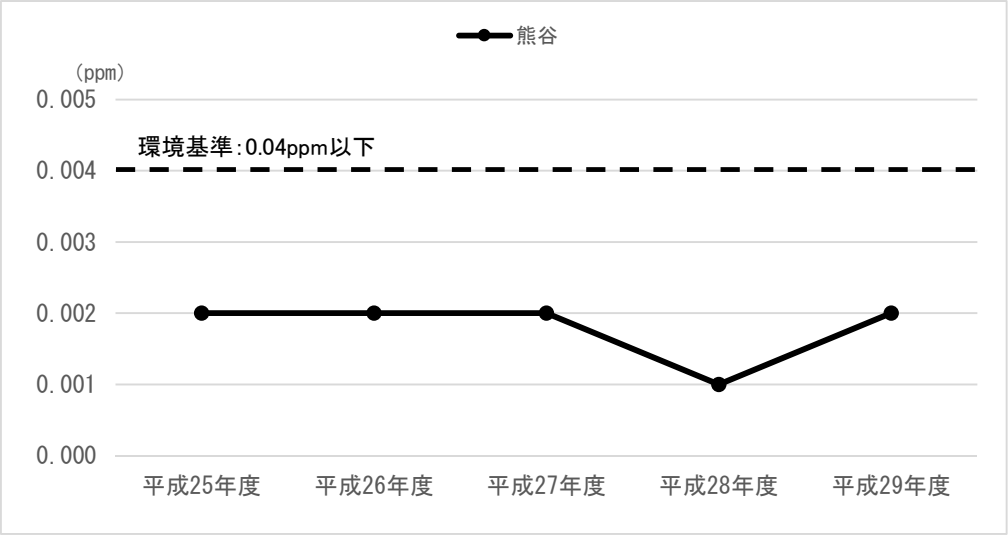

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-4　二酸化硫黄の経年変化（2%除外値）

2)　二酸化窒素

二酸化窒素の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-5 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における二酸化窒素の経年変化は、図 3-2-1-5 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98%値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-5　二酸化窒素の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	1 年平均値 (ppm)	1 日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準
一般局	深谷	0.009	0.019	○
	熊谷	0.010	0.023	○
自排局	深谷原郷自排	0.011	0.024	○

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
評　　価：「1 時間値の 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

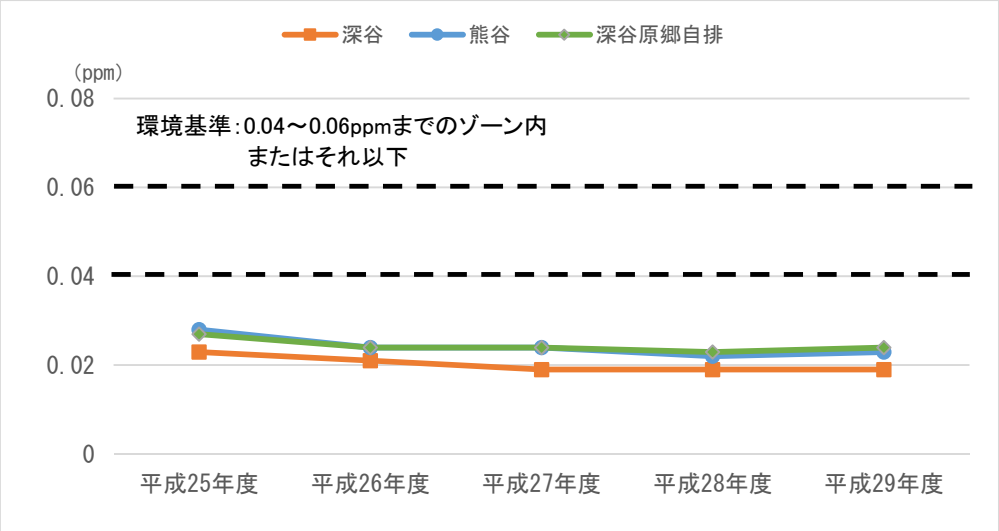

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-5　二酸化窒素の経年変化（年間 98%値）

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-6 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における浮遊粒子状物質の経年変化は、図 3-2-1-6 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の 2%除外値は減少傾向で推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-6　浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	1 年平均値 (mg/m³)	1 日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数（日）	1 時間値の最大値 (mg/m³)	環境基準	
							長期的評価	短期的評価
一般局	深谷	0.015	0.037	無	0	0.096	○	○
	熊谷	0.017	0.036	無	0	0.116	○	○
自排局	深谷原郷自排	0.014	0.032	無	0	0.082	○	○

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

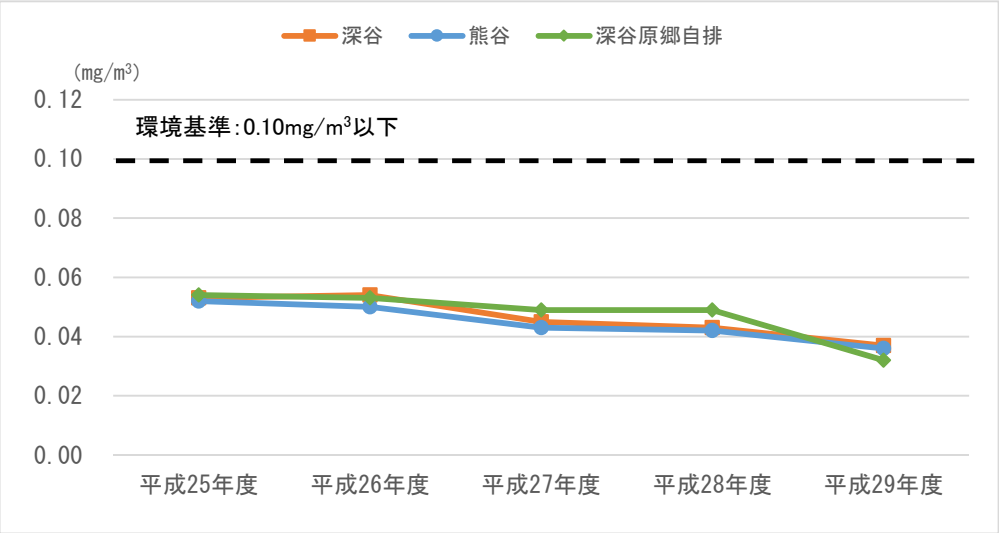

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-6　浮遊粒子状物質の経年変化（2%除外値）

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-7 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成していない。

平成 25 年度から平成 29 年度における光化学オキシダントの経年変化は、図 3-2-1-7 に示すとおりである。昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は、深谷測定局では減少傾向にあるが、熊谷局では増加傾向にある。

表 3-2-1-7　光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	昼間の 1 時間値の 1 年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数 (時間)	昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数 (時間)	環境基準
一般局	深谷	0.039	661	11	×
	熊谷	0.036	492	9	×

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評　　価：「昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

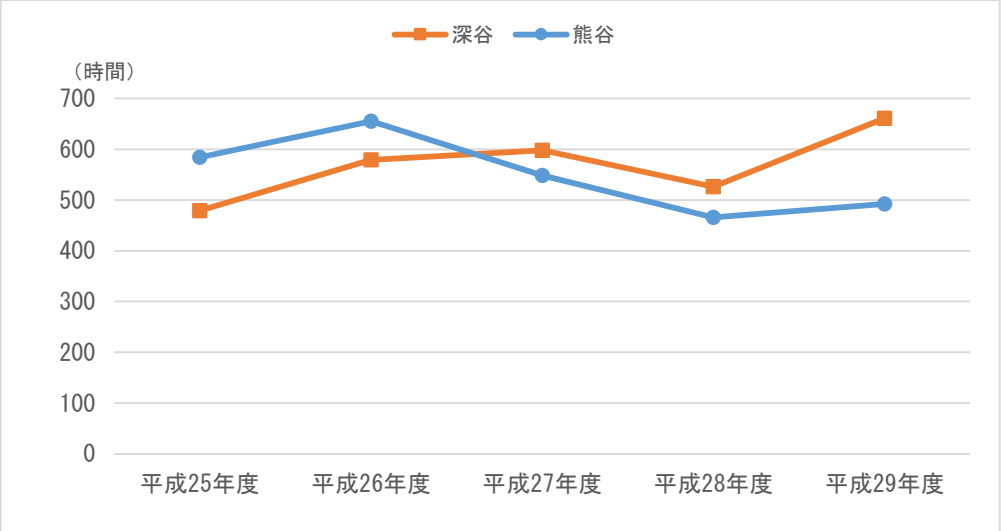

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-7　光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数）

5) 一酸化炭素

一酸化炭素の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-8 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における一酸化炭素の経年変化は、図 3-2-1-8 に示すとおりである。1 日平均値の 2%除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-8　一酸化炭素の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	1 年平均値 (ppm)	1 日平均値の 2%除外値 (ppm)	1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	8 時間平均値が 20ppm を超えた回数 (回)	1 時間値の日平均値が 10ppm を超えた日数 (日)	環境基準	
							長期的評価	短期的評価
一般局	熊谷	0.3	0.4	無	0	0	○	○

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、午前 0 時～午前 8 時、午前 8 時～午後 4 時、午後 4 時～午後 12 時の各時間帯 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、各時間帯の 8 時間のうち有効測定時間が 6 時間以上ある場合のみ評価対象とする。

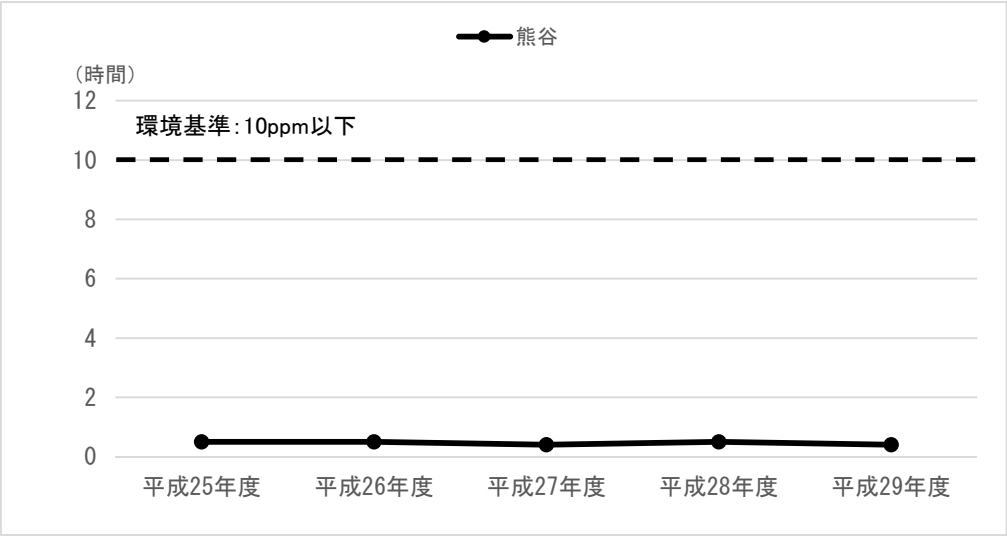

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-8　一酸化炭素の経年変化（2%除外値）

6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-9 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における微小粒子状物質の経年変化は、図 3-2-1-9 に示すとおりである。深谷局、熊谷局ともに 1 日平均値の年間 98%値は減少傾向である。熊谷局は平成 25 年度及び平成 26 年度が環境基準を達成していないが平成 27 年度以降は環境基準を達成している。深谷局は平成 25 年度が環境基準を達成していないが、平成 26 年度以降は環境基準を達成している。

深谷原郷自排局では平成 30 年 2 月から測定を開始したため、環境基準の評価対象にはならないが、環境基準より低い値となっている。

表 3-2-1-9　微小粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	1 年平均値（μg/m³）	1 日平均値の年間 98%値（μg/m³）	環境基準	
				長期的評価	短期的評価
一般局	深谷	11.5	27.1	○	○
	熊谷	11.3	26.0	○	○
自排局	深谷原郷自排	12.8	25.2	―	

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。
長期的評価：「1 年平均値が 15μg/m³以下であること」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1 日のうち有効測定時間が 20 時間以上ある日が 250 日以上ある場合のみを評価対象とする。
短期的評価：「1 時間の 1 日平均値の 98%値が 35μg/m³以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。
環境基準の欄に「―」表示がある場合は、有効測定局ではなく環境基準の評価を行っていないことを示す。

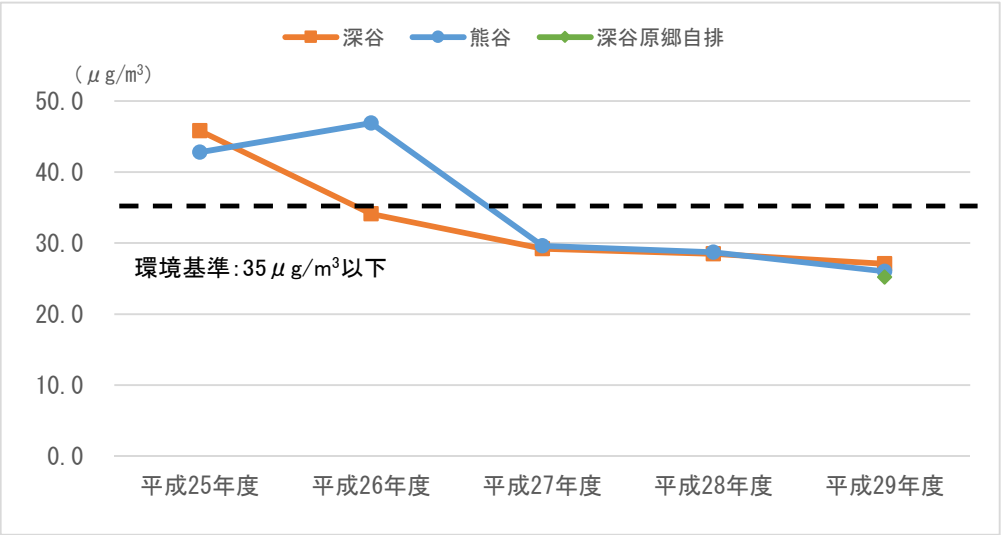

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-9　微小粒子状物質の経年変化（年間 98%値）

7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-10 に示すとおりであり、指針値を上回っている。

平成 25 年度から平成 29 年度における非メタン炭化水素の 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数の経年変化は、図 3-2-1-10 に示すとおりであり、増加傾向で推移している。

表 3-2-1-10　非メタン炭化水素の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	6 時～9 時の測定日数（日）	6 時～9 時の 1 年平均値（ppmC）	6 時～9 時の 3 時間平均値（ppmC）		6 時～9 時の平均値が 0.31ppmC を超えた日数（日）	指針値
				最高値	最低値		
自排局	深谷原郷自排	364	0.13	0.55	0.00	8	×

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

指針値は、以下のとおりである。

「午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

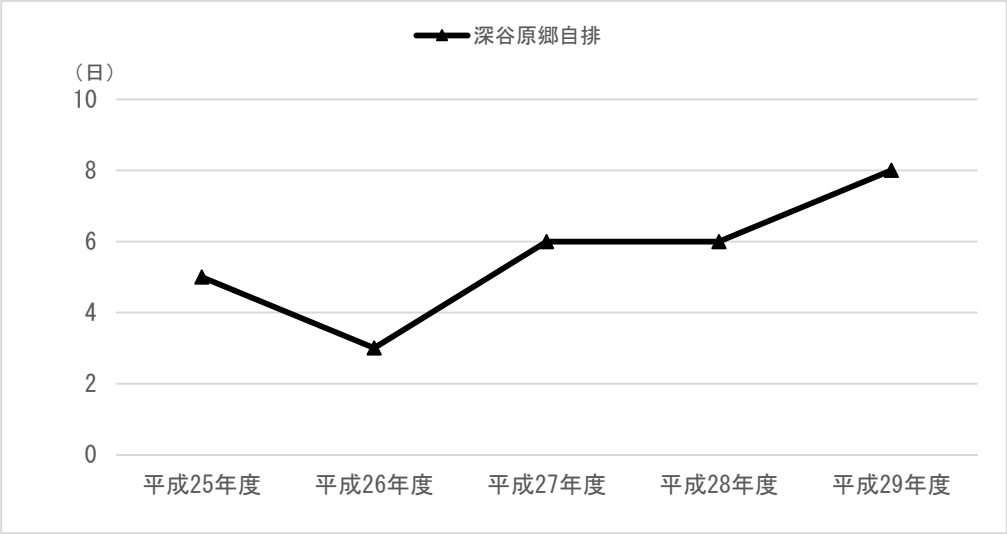

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-10　非メタン炭化水素の経年変化（6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数）

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 29 年度における測定結果は、表 3-2-1-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度におけるダイオキシン類の経年変化は、図 3-2-1-11 に示すとおりである。平成 26 年度に減少して以降は横ばいで推移しており、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-11　非メタン炭化水素の測定結果（平成 29 年度）

地域分類	調査地点	調査結果（pg-TEQ/m³）					環境基準
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均値	
一般	深谷局	0.018	0.016	0.018	0.030	0.021	○

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ））

環境基準は、以下のとおりである。
　環境基準：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。
ダイオキシン類濃度は、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン（2,3,7,8-TCDD)」の毒性を単位として換算した値。

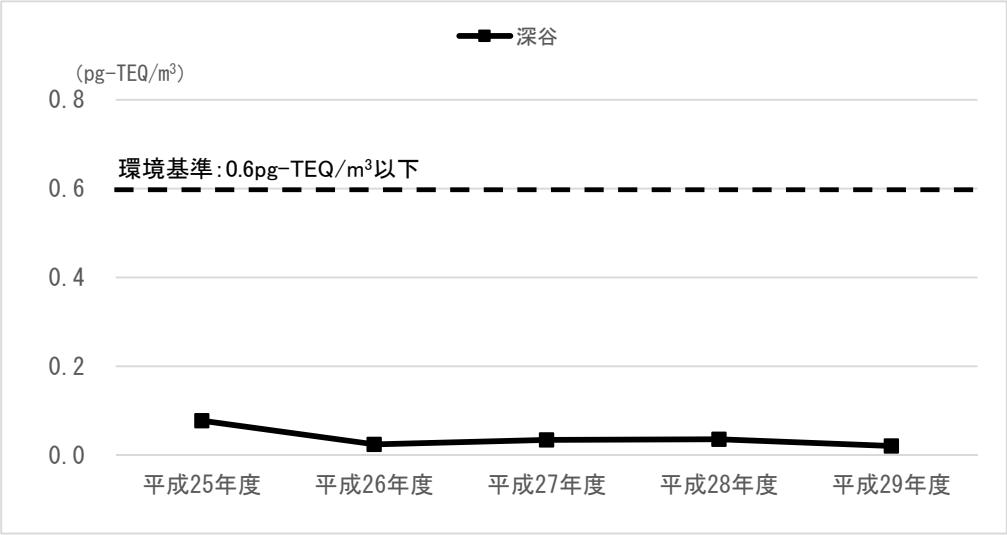

（資料：大気環境調査結果（埼玉県ホームページ）
：大気環境月間値・年間値（国立環境研究所））

図 3-2-1-11　ダイオキシン類の経年変化（年間平均値）

3. 騒音・振動・低周波音

1) 環境騒音・振動

調査範囲及びその周辺において、環境騒音・振動の調査は行われていない。

2) 自動車交通騒音・道路交通振動

調査範囲及びその周辺における平成 30 年度の自動車交通騒音の環境基準適合状況を表 3-2-1-12 に示し、自動車交通騒音の調査路線を図 3-2-1-12 に示す。

自動車交通騒音はすべて地点で環境基準を達成している。

なお、調査範囲及びその周辺において、道路交通振動の調査は行われていない。

表 3-2-1-12　自動車交通騒音の環境基準適合状況（点的評価）

No.	路線名	調査地点	環境基準類型	車線数	幹線道路の近接空間	等価騒音レベル (dB)				環境基準適合状況
						昼間	環境基準達成	夜間	環境基準達成	
1	県道深谷東松山線	深谷市原郷	C	2	○	63	○	58	○	○
2	県道美土里町新堀線	熊谷市新堀新田	C	2	○	68	○	65	○	○
3	県道深谷東松山線	熊谷市三ヶ尻 2868-1	B	2	○	64	○	60	○	○

（資料：平成 30 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査（埼玉県ホームページ）

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB

幹線道路の近接空間の欄の○は、測定地点が当該空間に含まれることを示す。

3) 低周波音

調査範囲及びその周辺において、低周波音の調査は行われていない。

4. 悪臭

調査範囲及びその周辺において、悪臭の調査は行われていない。

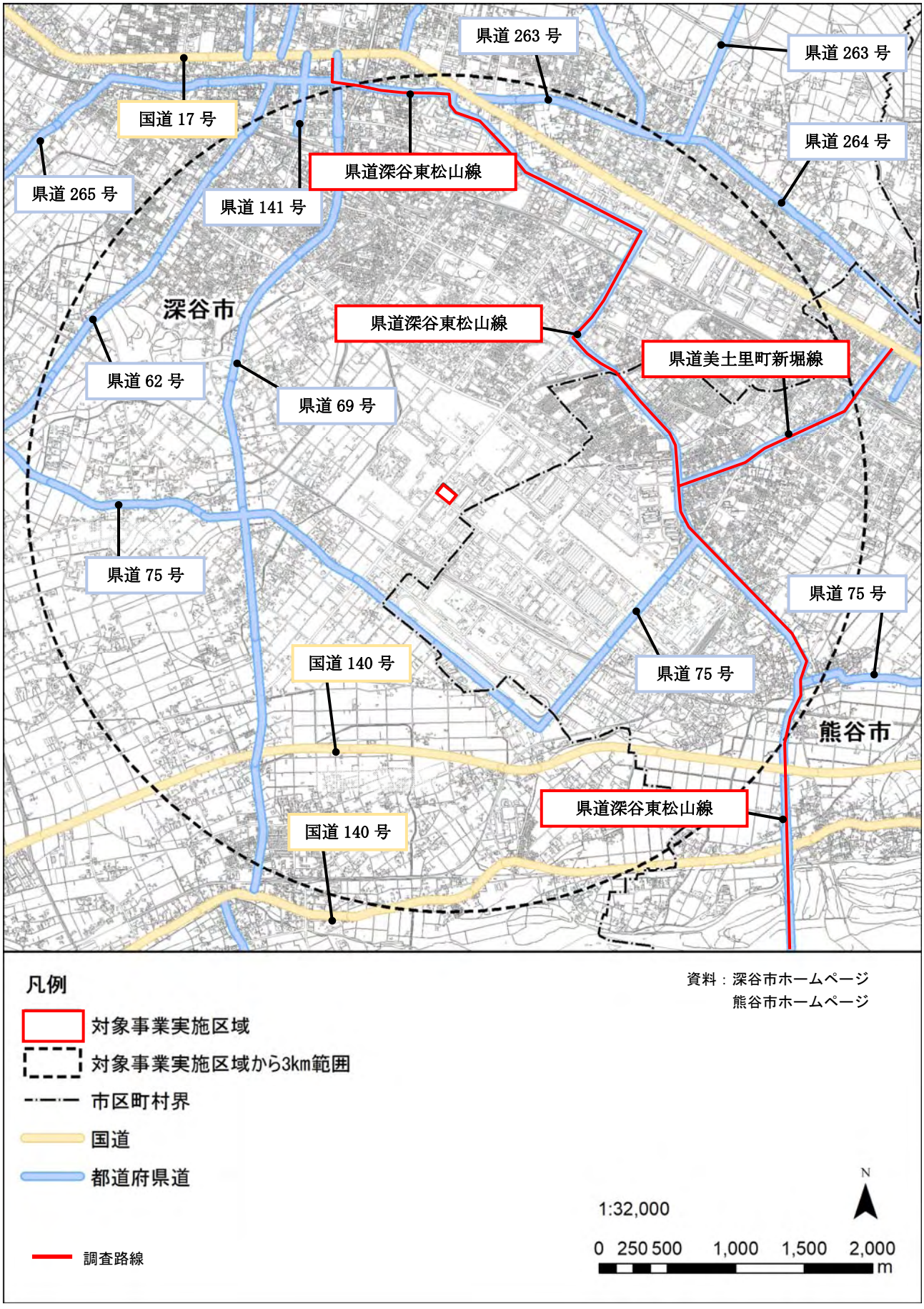

図 3-2-1-12　自動車交通騒音調査路線図

3-2-2　水象、水質、底質その他の水に係る環境の状況

1.　水象

調査範囲及びその周辺の河川等の状況は、図 3-2-2-1 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、一級河川の荒川、唐沢川、福川が流れている。

対象事業実施区域の西側を流れる唐沢川は、河川延長が約 3.5km で、源流は深谷市内にあり、深谷市成塚で小山川へ合流する。

2.　水質

1)　河川

調査範囲及びその周辺の水質測定地点の概要は表 3-2-2-1 に、水質測定地点は図 3-2-2-2 に示すとおりであり、上唐沢川（2 地点）、下唐沢川（1 地点）、前川（1 地点）、櫛挽排水路（1 地点）、荒川（1 地点）で測定が行われている。

平成 26 年度から平成 30 年度における測定結果を表 3-2-2-2(1) ～表 3-2-2-2(3) に示す。

環境基準が適用される下唐沢川の永徳屋橋では、平成 27 年度から平成 30 年度の pH と、平成 26 年度の BOD が環境基準を達成していない。

前川、櫛引排水路は平成 30 年度から調査が実施されていること、荒川は平成 30 年度のデータのみ公表されていることから、各地点の平成 30 年度調査結果を表 3-2-2-3 に示す。

環境基準が適用される荒川の押切橋上流では、BOD と大腸菌群数が環境基準を達成していない。

表 3-2-2-1　水質測定地点の概要

河川名	測定地点	所在地	測定対象	環境基準類型	
上唐沢川	呑沢橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	―	―
	忠度橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	―	―
下唐沢川	永徳屋橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	B	生物 B
前川	㈱UACJ 下流	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	―	―
櫛挽排水路	ﾊﾟｰｶｰｱｻﾋ㈱下流	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	―	―
荒川	押切橋上流	熊谷市	生活環境項目 T-N、T-P、Cd、CN、Pb、Cr(Ⅵ)	A	生物 B

(資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ）
：熊谷市環境白書（熊谷市ホームページ))

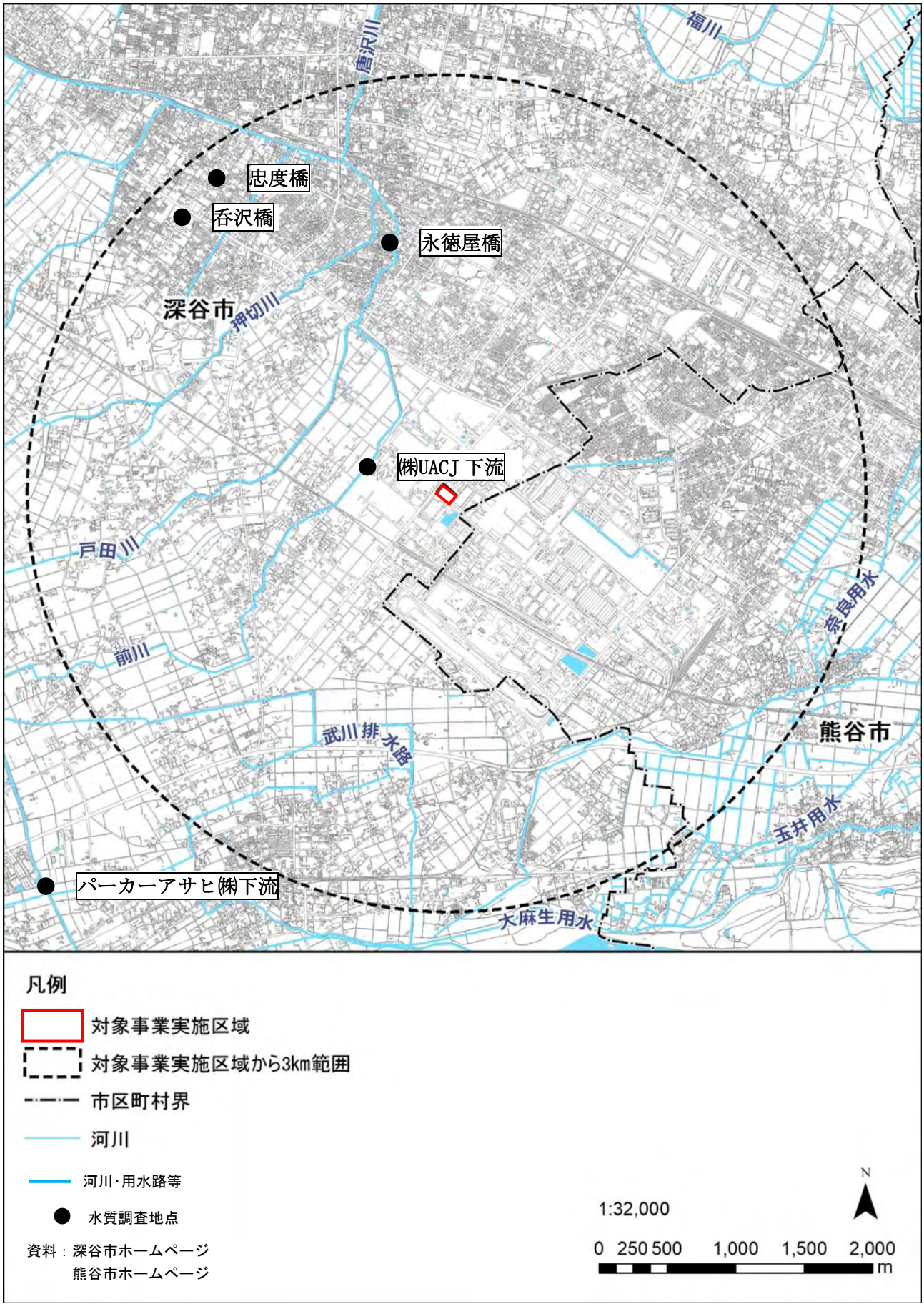

図 3-2-2-2　河川等図及び水質・ダイオキシン類測定地点図

表 3-2-2-2(1)　水質調査結果（上唐沢川：呑沢橋）

項目	測定結果（年平均値）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水素イオン濃度（pH）	8.0	8.1	8.2	8.2	8.4
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	2.7	5.8	3.4	16.9	2.8
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	4.4	7.4	4.3	17.9	5.0
浮遊物質（SS）（mg/L）	7.0	7.6	10.1	7.8	7.6
溶存酸素量（DO）（mg/L）	9.9	8.8	9.6	9.1	9.4

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ））

表 3-2-2-2(2)　水質調査結果（上唐沢川：忠度橋）

項目	測定結果（年平均値）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水素イオン濃度（pH）	7.7	7.8	7.5	7.5	7.3
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	5.3	6.9	9.6	28.7	48.4
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	6.9	7.3	10.1	24.1	19.0
浮遊物質（SS）（mg/L）	11.7	6.6	15.9	15.1	14.9
溶存酸素量（DO）（mg/L）	8.0	7.1	7.6	6.2	4.4

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ））

表 3-2-2-2(3)　水質調査結果（下唐沢川：永徳屋橋）

項目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
水素イオン濃度（pH）	8.5	9.0	8.7	8.6	8.7	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	3.1	2.5	2.1	2.2	1.8	3mg/L 以下
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	5.4	4.4	4.7	4.3	4.5	－
浮遊物質（SS）（mg/L）	10.0	7.2	7.8	5.9	6.1	25mg/L 以下
溶存酸素量（DO）（mg/L）	10.4	9.9	10.5	10.3	10.4	5mg/L 以上

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ））

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

表 3-2-2-3　水質調査結果（平成 30 年度結果）

項目	測定結果（年平均値）			環境基準
	前川 ㈱UACJ 下流	櫛挽排水路 ﾊﾟｰｶｰｱｻﾋ㈱下流	荒川 押切橋上流	
水素イオン濃度（pH）	8.5	9.3	8.3	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 （BOD）（mg/L）	1.1	1.5	2.8	2mg/L 以下
化学的酸素要求量 （COD）（mg/L）	4.0	3.8	－	－
浮遊物質（SS）（mg/L）	3.9	50	2	25mg/L 以下
溶存酸素量（DO）（mg/L）	8.9	12.9	10.5	7.5mg/L 以上
大腸菌群数 （MPN/100mL）	－	－	1,588	1,000 MPN/100m 以下
全窒素（T-N）（mg/L）	－	－	1.9	－
全りん（T-P）（mg/L）	－	－	0.08	－
カドミウム（Cd）（mg/L）	－	－	<0.0003	0.003
全シアン（CN）（mg/L）	－	－	不検出	検出されないこと
鉛（Pb）（mg/L）	－	－	<0.001	0.01
六価クロム （Cr（VI））（mg/L）	－	－	<0.005	0.05

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ）
熊谷市環境白書（熊谷市ホームページ））

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。
環境基準は押切橋上流のみ適用される。

2)　地下水

調査範囲及びその周辺の平成 29 年度における地下水の概況調査結果を表 3-2-2-4 に、継続調査結果を表 3-2-2-5 に示す。

調査範囲及びその周辺の概況調査は深谷市折之口で行われており、平成 29 年度の調査では、環境基準を超過した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、調査を実施していないアルキル水銀以外の項目で環境基準を達成していた。

調査範囲及びその周辺の継続調査も深谷市折之口で行われており、平成 29 年度の調査では、1,2-ジクロロエチレンとテトラクロロエチレンが環境基準を達成していない。

表 3-2-2-4　地下水の概況調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

調査地区名	項目	測定結果	環境基準
深谷市 折之口	カドミウム	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	<0.1	検出されないこと。
	鉛	<0.001	0.01 以下
	六価クロム	<0.005	0.05 以下
	砒素	<0.001	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	－	検出されないこと。
	PCB	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン （別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.001	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	10 以下
	ふっ素	<0.02	0.8 以下
	ほう素	0.04	1 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

（資料：平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県ホームページ））

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

表 3-2-2-5　地下水の継続調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

調査地区名	項目	測定結果	環境基準
深谷市 折之口	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン （別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	<0.0002	0.002 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.051	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	0.010	1 以下
	トリクロロエチレン	0.007	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	0.17	0.01 以下

（資料：平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県ホームページ））

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

3)　公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類

調査範囲及びその周辺の公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類調査について、関係市が実施している調査結果を表 3-2-2-6 に示す。

調査結果はすべての地点で環境基準を達成している。

表 3-2-2-6　公共用水域（河川水質）のダイオキシン類（平成 30 年度）

市名	調査地点	項目	年平均値	環境基準
深谷市	福川（東方地内）	河川水質	0.21pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
	前川（上野台地内）		0.42pg-TEQ/L	
	針ヶ谷排水路（沓掛地内）		0.13pg-TEQ/L	
	櫛引排水路（田中地内）		0.083pg-TEQ/L	
	吉野川（本田地内）		0.22pg-TEQ/L	
熊谷市	三尻都市下水路		0.070pg-TEQ/L	
	三尻都市下水路（二重測定）		0.080pg-TEQ/L	
深谷市	吉野川（本田地内）	河川底質	0.29pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ）
熊谷市環境白書（熊谷市ホームページ））

深谷市は平成 29 年度、熊谷市は平成 30 年度の結果を示す。

3-2-3　土壌及び地盤の状況

1.　土壌

1)　要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況

調査範囲及びその周辺における土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域の指定状況を表 3-2-3-1 に、形質変更時要届出区域の指定状況を表 3-2-3-2 に示す。

なお、対象事業実施区域周辺に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3-2-3-1　要措置区域の指定状況

整理番号	指定 年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積 (m^2)	基準に適合しない 特定有害物質
整-27-7	平成 27 年 7 月 14 日	指-101 号	深谷市田谷字戸森前 11 番 1 の一部	287.0	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

（資料：土壌汚染対策法に基づく区域の指定について（埼玉県ホームページ））

表 3-2-3-2　形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定 年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積 (m^2)	基準に適合しない 特定有害物質
整-27-8	平成 27 年 7 月 14 日	指-102 号	深谷市田谷字戸森前 11 番 1 の一部	87.0	鉛及びその化合物
整-28-8	平成 28 年 8 月 26 日	指-122 号	深谷市幡羅町一丁目 9 番 2 の一部	7,985.4	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

（資料：土壌汚染対策法に基づく区域の指定について（埼玉県ホームページ））

2)　ダイオキシン類

埼玉県では、土壌のダイオキシン類の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査）を行っている。令和元年度は深谷市内の 8 地点で発生源周辺状況調査が行われている。

測定結果は表 3-2-3-3 に示すとおりであり、すべての地点で環境基準を達成している。

表 3-2-3-3　ダイオキシン類発生源周辺状況調査結果（令和元年度）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点		調査結果	環境基準
深谷市	人見	5.2	1,000
	樫合	2.9	
	人見	2.1	
	酒井	0.72	
	櫛引	3.9	
	柏合	8.3	
	岡部	5.1	
	櫛挽	3.5	

（資料：土壌常時監視結果 ダイオキシン類（R1 調査結果）（埼玉県ホームページ））

3) 土壌の分布状況

調査範囲及びその周辺の表層土壌の分布状況は、図 3-2-3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、淡色黒木土壌である。対象事業実施区域周辺は、主に淡色黒木土壌、黒ボク土壌等である。

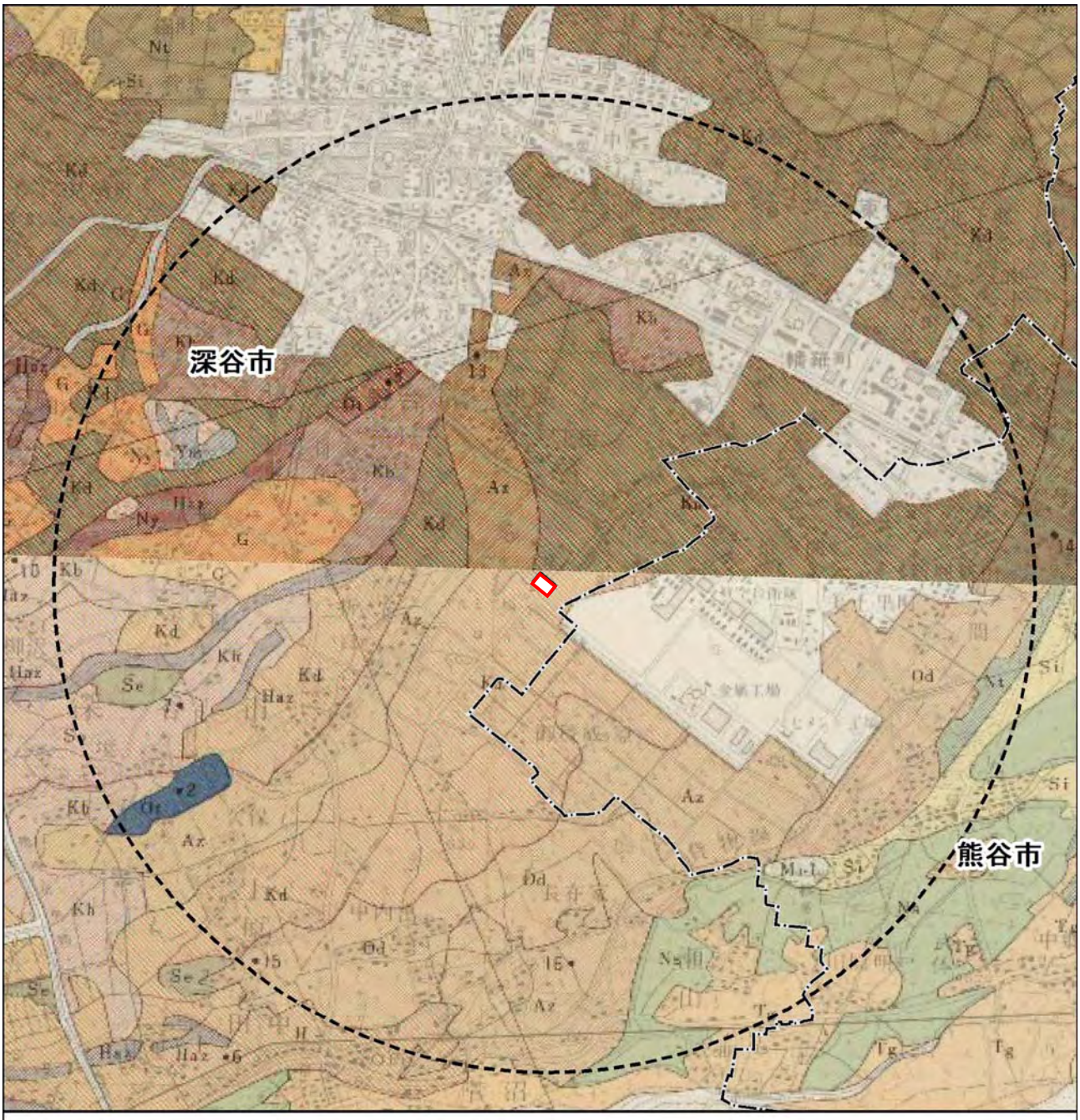

資料：「土地分類基本調査　土壌図（熊谷）」（昭和 49 年、埼玉県）
「土地分類基本調査　土壌図（高崎・深谷）」（(昭和 54 年、埼玉県）

図 3-2-3-1　土壌図

2. 地盤沈下の状況

調査範囲及びその周辺における平成 26 年 1 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの地盤沈下の調査結果を表 3-2-3-4 に、調査地点を図 3-2-3-2 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺における過去5 年間の地盤沈下の変動量は-9.8㎜～-5.9㎜であった。

なお、対象事業実施区域に最も近い調査地点（№3）の過去 5 年間の変動量は-9.2 ㎜であった。

表 3-2-3-4　地盤沈下の状況（水準測量結果）

市名	No.	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量（㎜）					過去5年間の変動量 平成26.1.1 平成31.1.1 （㎜）	調査開始年からの変動量（㎜）
				平成26.1.1 平成27.1.1	平成27.1.1 平成28.1.1	平成28.1.1 平成29.1.1	平成29.1.1 平成30.1.1	平成30.1.1 平成31.1.1		
深谷市	1	東方 2665-2 南下郷自治会館・旧中仙道・薬湯神仙	H18.1.1			－3.3	－1.4	－5.2	－9.8	－31.7
	2	東方 5 丁目 10 川内公園	H23.1.1			－2.8	－1.9	－4.5	－8.7	－28.5
	3	国済寺町 17 三島公園	H18.1.1			－2.5	－1.8	－4.7	－9.2	－33.5
	4	本住町 6 足利銀行深谷支店	H18.1.1			－2.4	－0.8	－3.1	－5.9	－19.6
	5	宿根 1 瀧宮神社	H23.1.1			－3.1	－1.3	－1.9	－7.3	－23.9
	6	見晴台 萱場稲荷神社	H18.1.1			－3.1	－1.1	－2.8	－7.7	－22.6
	7	田所町 8 田所町会館	H18.1.1			－2.6	－0.9	－3.6	－8.5	－23.2
	8	田所町 18-40 深谷地下水位観測所	H21.1.1			－2.5	－1.0	－4.3	－9.4	－21.6

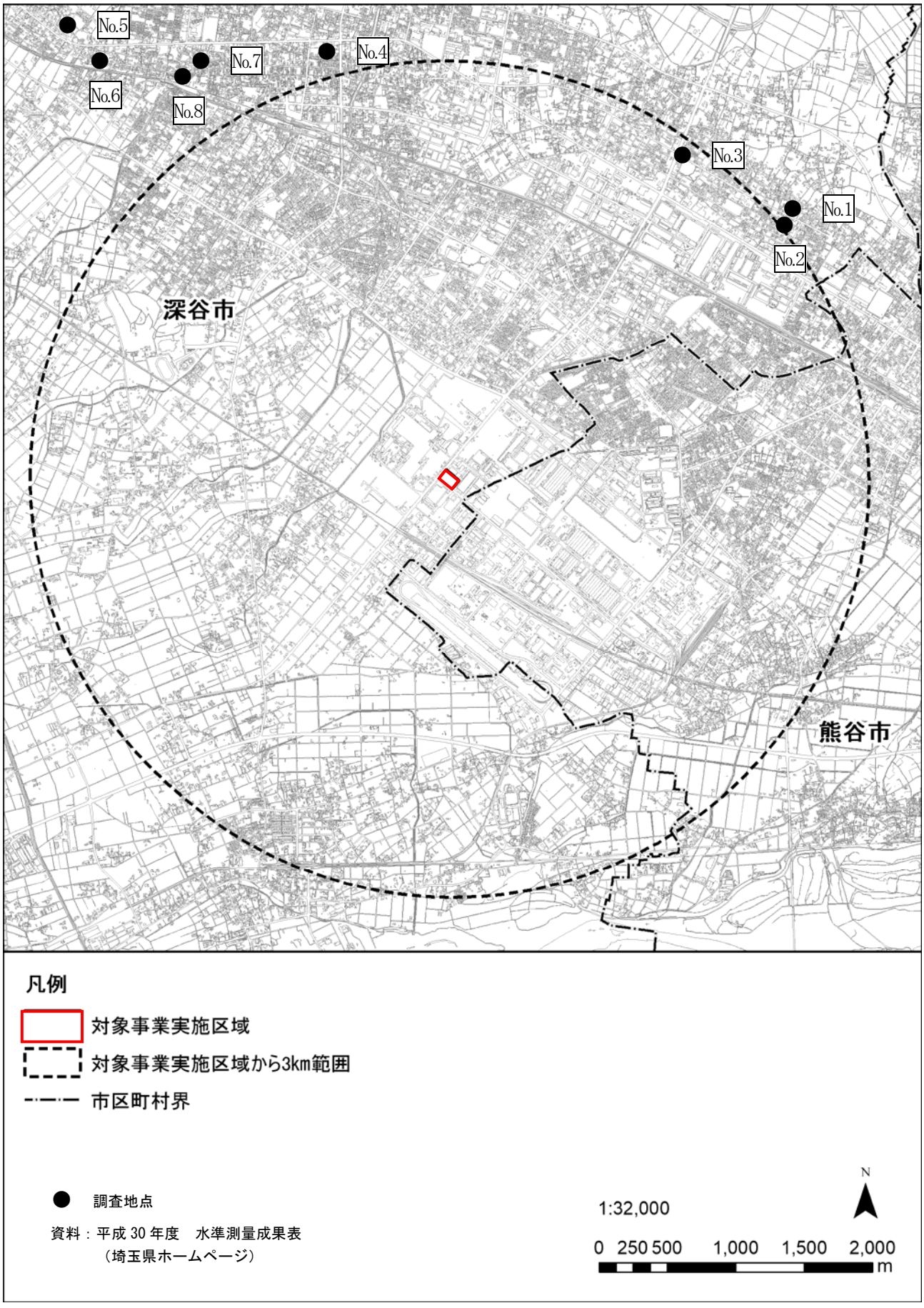

図 3-2-3-2　地盤沈下調査地点図

3-2-4　地形及び地質の状況

1.　地形の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3-2-4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、自然堤防・砂州・砂丘であり、対象事業実施区域周辺も、主に自然堤防・砂州・砂丘となっている。

2.　地質の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3-2-4-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、ロームであり、対象事業実施区域周辺も、主にロームとなっている。

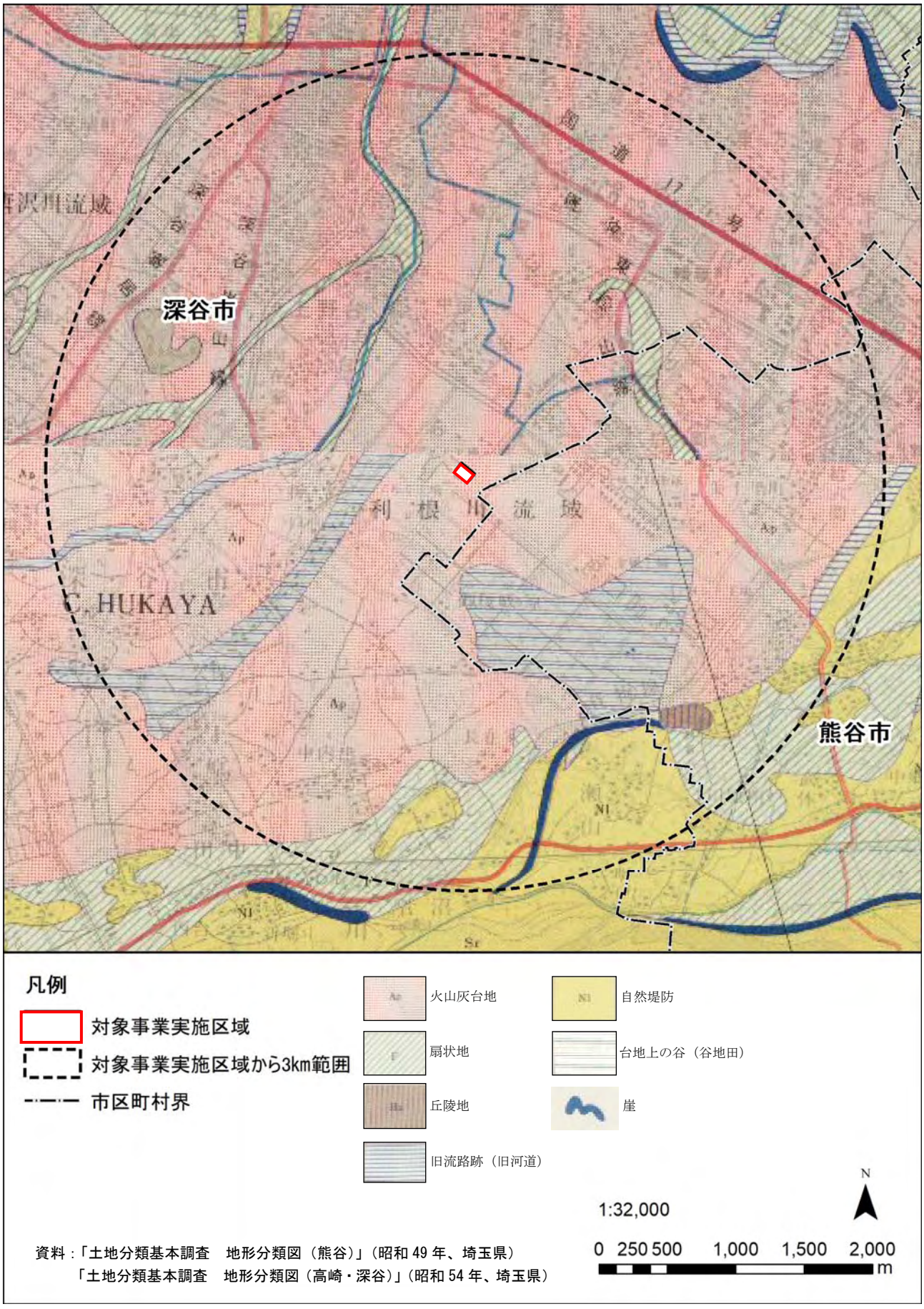
深谷市
熊谷市
C. HUKAYA
利根川流域
凡例
対象事業実施区域
対象事業実施区域から3km範囲
市区町村界
火山灰台地
扇状地
丘陵地
旧流路跡（旧河道）
自然堤防
台地上の谷（谷地田）
崖
N
1:32,000
0 250 500 1,000 1,500 2,000
m
資料：「土地分類基本調査　地形分類図（熊谷）」（昭和 49 年、埼玉県）
「土地分類基本調査　地形分類図（高崎・深谷）」（昭和 54 年、埼玉県）

図 3-2-4-1　地形分類図

深谷市
熊谷市
凡例
対象事業実施区域
対象事業実施区域から3km範囲
市区町村界
混質礫堆積物
凝灰岩
ローム
砂泥堆積物
砂質泥堆積物
N
1:32,000
0 250 500 1,000 1,500 2,000
m
資料：「土地分類基本調査　表層地質図（熊谷）」（昭和 49 年、埼玉県）
「土地分類基本調査　表層地質図（高崎・深谷）」（昭和 54 年、埼玉県）

図 3-2-4-2　表層地質図

3-2-5　動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

1.　動物

表 3-2-5-1 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物について把握した。

表 3-2-5-1　動物相の把握に用いた文献。

No.	文献名等	整理対象分類群					
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類
1	埼玉県レッドデータブック2018　動物編 （埼玉県　2018年）	●	●	●	●	●	●
2	ガンカモ類の生息調査　平成30年度 （環境省　2018年）		●				
3	第4回　動植物分布調査報告書 （環境省　1993年）	●	●	●	●	●	●

1)　動物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、哺乳類はネズミ類、コウモリ類、タヌキ、アカギツネ、イタチ類、イノシシなどが確認され、国の特別天然記念物であるニホンカモシカも確認された。

鳥類はカモ類、サギ類、チドリ類など水辺を利用する種、カッコウ類、タカ類、フクロウ類など樹林地を利用する種、ホオジロ類やヨシキリ類等の草地を利用する種が確認され、国の天然記念物であるマガン、シラコバト、特別天然記念物であるコウノトリも確認された。

両生類は、カスミサンショウウオ、アズマヒキガエル、アカガエル類、トウキョウダルマガエルなどが確認され、特定外来生物であるウシガエルも確認された。

爬虫類は、シマヘビ、アオダイショウ、ニホンイシガメ、ニホンカナヘビが確認された。

魚類は、ニホンウナギやタモロコ、ドジョウなど主に河川や用水路などにみられる種が確認され、特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギルも確認された。

昆虫類は、チョウ目が最も多く 58 種、次いでトンボ目が 53 種と、計 172 種の内、この 2 目が半数を占めていた。

また、保全すべき種として、哺乳類 3 種、鳥類 58 種、両生類 5 種、爬虫類 4 種、魚類 18 種、昆虫類 66 種が確認されている。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3-2-5-2 に、保全すべき種の一覧を表 3-2-5-3(1)～3-2-5-3 (7)に示す。

表 3-2-5-2　保全すべき種の選定根拠とした資料（動物）

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和25年　法律第214号）	国及び地方公共団体指定の天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 （平成4年　法律第75号）	国内希少野生動植物
③	埼玉県文化財保護条例 （昭和30年　条例第46号）	国及び地方公共団体指定の天然記念物
④	埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例 （平成12年　条例第11号）	国内希少野生動植物
⑤	環境省レッドリスト2020 （令和2年　環境省）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	埼玉県レッドデータブック2018 （埼玉県　2018年）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧1型、NT2:準絶滅危惧2型、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(1)　保全すべき種の一覧（哺乳類）

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
翼手	ｷｸｶﾞｼﾗｺｳﾓﾘ	ｷｸｶﾞｼﾗｺｳﾓﾘ	○							NT1
	ﾋﾅｺｳﾓﾘ	ﾔﾏｺｳﾓﾘ	○	○					VU	VU
偶蹄	ｳｼ	ﾆﾎﾝｶﾓｼｶ		○	特天					
2目	3科	3種	2種	2種	1種	0種	0種	0種	1種	2種

名称、配列は基本的に「世界哺乳類標準和名リスト」（日本哺乳類学会　2017）に従った。
重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物
②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種
③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）
④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）
⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県　2018 年）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
　DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(2)　保全すべき種の一覧（鳥類）

目名	科名	和名	文献			選定基準					
			1	2	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ｷｼﾞ	ｷｼﾞ	ﾔﾏﾄﾞﾘ			○						繁VU・越VU
ｶﾓ	ｶﾓ	ﾏｶﾞﾝ	○			天				NT	越CR
		ｺﾊｸﾁｮｳ	○		○						越NT1
		ﾄﾓｴｶﾞﾓ			○					VU	越VU
ｶｲﾂﾌﾞﾘ	ｶｲﾂﾌﾞﾘ	ﾐﾐｶｲﾂﾌﾞﾘ			○						越DD
ﾊﾄ	ﾊﾄ	ｼﾗｺﾊﾞﾄ	○		○	天*				EN	繁EN・越EN
		ｱｵﾊﾞﾄ			○						繁RT
ｺｳﾉﾄﾘ	ｺｳﾉﾄﾘ	ｺｳﾉﾄﾘ	○			特天	●			CR	繁EX
ﾍﾟﾘｶﾝ	ｻｷﾞ	ﾖｼｺﾞｲ			○					NT	繁VU
		ｻｻｺﾞｲ	○		○						繁EN
		ﾁｭｳｻｷﾞ			○					NT	繁VU
		ｺｻｷﾞ			○						繁NT2
ﾂﾙ	ｸｲﾅ	ﾊﾞﾝ			○						繁NT2
		ｵｵﾊﾞﾝ			○						繁NT1
ｶｯｺｳ	ｶｯｺｳ	ﾎﾄﾄｷﾞｽ			○						繁RT
		ﾂﾂﾄﾞﾘ			○						繁LP
ｱﾏﾂﾊﾞﾒ	ｱﾏﾂﾊﾞﾒ	ﾋﾒｱﾏﾂﾊﾞﾒ	○								繁LP・越VU
ﾁﾄﾞﾘ	ﾁﾄﾞﾘ	ﾀｹﾞﾘ			○						越NT2
		ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ			○						繁NT1
		ｼﾛﾁﾄﾞﾘ	○		○					VU	繁LP
	ｼｷﾞ	ﾀｼｷﾞ			○						越RT
		ｲｿｼｷﾞ			○						繁VU
		ﾊﾏｼｷﾞ			○					NT	
	ﾀﾏｼｷﾞ	ﾀﾏｼｷﾞ	○							VU	繁CR・越CR
	ﾂﾊﾞﾒﾁﾄﾞﾘ	ﾂﾊﾞﾒﾁﾄﾞﾘ	○							VU	繁CR
	ｶﾓﾒ	ｺｱｼﾞｻｼ	○		○					VU	繁CR
ﾀｶ	ﾀｶ	ﾄﾋﾞ			○						繁DD
		ﾂﾐ			○						繁NT2
		ﾊｲﾀｶ			○					NT	繁DD・越NT2
		ｻｼﾊﾞ			○					VU	繁CR
ﾌｸﾛｳ	ﾌｸﾛｳ	ｵｵｺﾉﾊｽﾞｸ	○								繁DD・越DD
		ﾌｸﾛｳ	○		○						繁RT・越NT2
		ｱｵﾊﾞｽﾞｸ			○						繁NT2
ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ	ｶﾜｾﾐ	ｶﾜｾﾐ			○						繁RT
		ﾔﾏｾﾐ			○						繁NT2
ｷﾂﾂｷ	ｷﾂﾂｷ	ｱｵｹﾞﾗ			○						繁RT
ﾊﾔﾌﾞｻ	ﾊﾔﾌﾞｻ	ﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ			○						繁NT2
ｽｽﾞﾒ	ｻﾝｼｮｳｸｲ	ｻﾝｼｮｳｸｲ	○							VU	繁EN
	ｶｻｻｷﾞﾋﾀｷ	ｻﾝｺｳﾁｮｳ			○						繁EN
	ｼｼﾞｭｳｶﾗ	ｺｶﾞﾗ			○						繁NT2
		ﾔﾏｶﾞﾗ			○						繁RT
		ﾋｶﾞﾗ			○						繁RT
	ｳｸﾞｲｽ	ｳｸﾞｲｽ			○						繁RT
		ﾔﾌﾞｻﾒ			○						繁NT2
	ﾑｼｸｲ	ｾﾝﾀﾞｲﾑｼｸｲ			○						繁NT2
	ﾖｼｷﾘ	ｵｵﾖｼｷﾘ			○						繁NT2
	ﾋﾀｷ	ﾄﾗﾂｸﾞﾐ			○						繁NT2
		ｸﾛﾂｸﾞﾐ			○						繁NT2
		ｺﾙﾘ			○						繁NT1
		ﾙﾘﾋﾞﾀｷ			○						越RT
		ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ	○								繁EN
		ｷﾋﾞﾀｷ			○						繁RT
		ｵｵﾙﾘ			○						繁RT
	ｱﾄﾘ	ﾍﾞﾆﾏｼｺ			○						越RT
	ﾎｵｼﾞﾛ	ﾎｵｼﾞﾛ			○						繁RT
		ﾐﾔﾏﾎｵｼﾞﾛ			○						越NT1
		ｱｵｼﾞ			○						繁DD
		ｸﾛｼﾞ			○						越RT
16目	28科	58種	14種	0種	50種	3種	1種	0種	0種	14種	57種

名称、配列は基本的に「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥類学会　2014）に従った。
重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物
②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種
③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）
④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）
⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県　2018 年）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
　DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧
その他
　*：越ヶ谷のシラコバト
　繁：繁殖鳥、越：越冬鳥

表 3-2-5-3(3)　保全すべき種の一覧（両生類）

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ｻﾝｼｮｳｳｵ	ｻﾝｼｮｳｳｵ	ｶｽﾐｻﾝｼｮｳｳｵ		○					VU	
ｶｴﾙ	ﾋｷｶﾞｴﾙ	ｱｽﾞﾏﾋｷｶﾞｴﾙ		○						NT1
	ｱｶｶﾞｴﾙ	ﾆﾎﾝｱｶｶﾞｴﾙ		○						VU
		ﾔﾏｱｶｶﾞｴﾙ		○						NT2
		ﾄｳｷｮｳﾀﾞﾙﾏｶﾞｴﾙ	○	○					NT	NT1
2目	3科	5種	1種	5種	0種	0種	0種	0種	2種	4種

表 3-2-5-3(4)　保全すべき種の一覧（爬虫類）

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ｶﾒ	ｲｼｶﾞﾒ	ﾆﾎﾝｲｼｶﾞﾒ		○					NT	DD
ﾄｶｹﾞ	ｶﾅﾍﾋﾞ	ﾆﾎﾝｶﾅﾍﾋﾞ		○						RT
	ﾅﾐﾍﾋﾞ	ｱｵﾀﾞｲｼｮｳ		○						NT2
		ｼﾏﾍﾋﾞ		○						VU
2目	3科	4種	0種	4種	0種	0種	0種	0種	1種	4種

名称、配列は基本的に「日本産爬虫調整類標準和名リスト　(2020 年 3 月 16 日版)」(日本爬虫両棲類学会　2020 年）に従った。
重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物
②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種
③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）
④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）
⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県　2018 年）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
　DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(5)　保全すべき種の一覧（魚類）

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ﾔﾂﾒｳﾅｷﾞ	ﾔﾂﾒｳﾅｷﾞ	ｽﾅﾔﾂﾒ北方種		○					VU	CR
ｳﾅｷﾞ	ｳﾅｷﾞ	ﾆﾎﾝｳﾅｷﾞ		○					EN	NT2
ｺｲ	ｺｲ	ﾂﾁﾌｷ		○					EN	
		ｷﾝﾌﾞﾅ		○					VU	VU
		ｹﾞﾝｺﾞﾛｳﾌﾞﾅ		○					EN	
		ﾜﾀｶ		○					CR	
		ﾊｽ		○					VU	
		ｽｺﾞﾓﾛｺ		○					VU	
		ﾔﾘﾀﾅｺﾞ		○					NT	CR
	ﾄﾞｼﾞｮｳ	ﾄﾞｼﾞｮｳ		○					NT	
	ﾌｸﾄﾞｼﾞｮｳ	ﾎﾄｹﾄﾞｼﾞｮｳ		○					EN	CR
ﾅﾏｽﾞ	ｷﾞｷﾞ	ｷﾞﾊﾞﾁ		○					VU	
ｻｹ	ｷｭｳﾘｳｵ	ﾜｶｻｷﾞ		○						NT1
	ｻｹ	ﾔﾏﾒ		○					NT	VU
ﾄｹﾞｳｵ	ﾄｹﾞｳｵ	ﾑｻｼﾄﾐﾖ	○	○			●		CR	CR
ﾀﾞﾂ	ﾒﾀﾞｶ	ﾐﾅﾐﾒﾀﾞｶ		○					VU	NT2
ｶｻｺﾞ	ｶｼﾞｶ	ｶｼﾞｶ		○					NT	
ｽｽﾞｷ	ﾊｾﾞ	ｼﾞｭｽﾞｶｹﾊｾﾞ		○					NT	
9目	12科	18種	1種	18種	0種	0種	1種	0種	17種	9種

名称、配列は基本的に「日本産魚類全種リスト」（鹿児島大学総合研究博物館　2020 年）に従った。
重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物
②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種
③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）
④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）
⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県　2018 年）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
　DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(6)　保全すべき種の一覧（昆虫類）(1)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ﾄﾝﾎﾞ	ｲﾄﾄﾝﾎﾞ	ﾑｽｼﾞｲﾄﾄﾝﾎﾞ		○						DD
		ｷｲﾄﾄﾝﾎﾞ		○						NT2
		ﾓｰﾄﾝｲﾄﾄﾝﾎﾞ		○					NT	EN
	ﾓﾉｻｼﾄﾝﾎﾞ	ｵｵﾓﾉｻｼﾄﾝﾎﾞ		○					EN	EN
	ﾑｶｼﾔﾝﾏ	ﾑｶｼﾔﾝﾏ		○						VU
	ｻﾅｴﾄﾝﾎﾞ	ﾔﾏｻﾅｴ		○						NT2
		ｱｵｻﾅｴ		○						NT1
		ﾋﾒｻﾅｴ		○						NT1
	ﾔﾝﾏ	ﾙﾘﾎﾞｼﾔﾝﾏ		○						NT1
		ｵｵﾙﾘﾎﾞｼﾔﾝﾏ		○						VU
		ｱｵﾔﾝﾏ		○					NT	VU
		ｺｼﾎﾞｿﾔﾝﾏ		○						NT1
		ｻﾗｻﾔﾝﾏ		○						NT2
	ﾄﾝﾎﾞ	ﾖﾂﾎﾞｼﾄﾝﾎﾞ		○						VU
		ﾊﾗﾋﾞﾛﾄﾝﾎﾞ		○						NT2
		ﾊｯﾁｮｳﾄﾝﾎﾞ	○	○						EX
		ﾋﾒｱｶﾈ		○						VU
		ｵｵｷﾄﾝﾎﾞ		○					EN	CR
ｶﾏｷﾘ	ｶﾏｷﾘ	ｳｽﾊﾞｶﾏｷﾘ	○						DD	EN
ﾊﾞｯﾀ	ｺｵﾛｷﾞ	ｴｿﾞｴﾝﾏｺｵﾛｷﾞ	○							EN
	ｷﾘｷﾞﾘｽ	ｶﾔｷﾘ	○							EN
ﾊｻﾐﾑｼ	ｸｷﾞﾇｷﾊｻﾐﾑｼ	ｷﾊﾞﾈﾊｻﾐﾑｼ	○							DD
ｶﾒﾑｼ	ｾﾐ	ﾊﾙｾﾞﾐ		○						NT1
	ｱﾒﾝﾎﾞ	ﾊﾞﾊﾞｱﾒﾝﾎﾞ		○					NT	NT1
		ｵｵｱﾒﾝﾎﾞ		○						NT2
	ｺｵｲﾑｼ	ﾀｶﾞﾒ	○						VU	CR
	ｺﾊﾞﾝﾑｼ	ｺﾊﾞﾝﾑｼ		○					EN	CR
	ﾂﾁｶﾒﾑｼ	ｼﾛﾍﾘﾂﾁｶﾒﾑｼ	○						NT	NT2
	ｷﾝｶﾒﾑｼ	ﾁｬｲﾛｶﾒﾑｼ	○							NT2
ｱﾐﾒｶｹﾞﾛｳ	ﾂﾉﾄﾝﾎﾞ	ｷﾊﾞﾈﾂﾉﾄﾝﾎﾞ	○							CR
ｺｳﾁｭｳ	ﾊﾝﾐｮｳ	ﾎｿﾊﾝﾐｮｳ	○						VU	NT1
	ｵｻﾑｼ	ﾁｮｳｾﾝｺﾞﾓｸﾑｼ	○						VU	VU
		ｵｵﾋﾗﾀﾄｯｸﾘｺﾞﾐﾑｼ	○						CR	EX
		ｸﾛﾓﾝﾋﾗﾅｶﾞｺﾞﾐﾑｼ	○							VU
		ｲｸﾞﾁｹﾌﾞｶｺﾞﾐﾑｼ	○						NT	NT1
	ｹﾞﾝｺﾞﾛｳ	ｺﾞﾏﾀﾞﾗﾁﾋﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ	○							NT1
		ｷﾍﾞﾘﾏﾒｹﾞﾝｺﾞﾛｳ		○					NT	
		ｵｵｲﾁﾓﾝｼﾞｼﾏｹﾞﾝｺﾞﾛｳ	○						EN	VU
	ｼﾃﾞﾑｼ	ﾔﾏﾄﾓﾝｼﾃﾞﾑｼ	○						NT	NT1
		ｶﾝﾄｳｺﾁﾋﾞｼﾃﾞﾑｼ	○							NT1
	ﾊﾈｶｸｼ	ﾀｶｵｱﾊﾞﾀｺﾊﾞﾈﾊﾈｶｸｼ	○							NT1
	ｸﾜｶﾞﾀﾑｼ	ﾈﾌﾞﾄｸﾜｶﾞﾀ	○							VU
	ｺｶﾞﾈﾑｼ	ｵｵｷｲﾛｺｶﾞﾈ	○							NT1
	ﾋﾗﾀﾄﾞﾛﾑｼ	ﾏｽﾀﾞﾁﾋﾞﾋﾗﾀﾄﾞﾛﾑｼ	○							NT1
	ﾃﾝﾄｳﾑｼ	ｱｲﾇﾃﾝﾄｳ	○							NT1
	ｶﾐｷﾘﾑｼ	ﾋﾒﾋﾞﾛｳﾄﾞｶﾐｷﾘ	○						NT	NT1
		ｼﾛｽｼﾞｶﾐｷﾘ	○							NT2
ﾊﾁ	ﾂﾁﾊﾞﾁ	ｵｵﾊﾗﾅｶﾞﾂﾁﾊﾞﾁ	○							NT2
	ｱﾅﾊﾞﾁ	ﾑﾈｱｶﾂﾔｱﾅﾊﾞﾁ	○							NT1
ｼﾘｱｹﾞﾑｼ	ｶﾞｶﾞﾝﾎﾞﾓﾄﾞｷ	ﾔﾏﾄｶﾞｶﾞﾝﾎﾞﾓﾄﾞｷ	○							VU
ﾊｴ	ﾂﾘｱﾌﾞ	ﾀｲﾜﾝﾊﾗﾎﾞｿﾂﾘｱﾌﾞ	○							NT2
	ﾊﾅｱﾌﾞ	ｽｽﾞｷﾍﾞｯｺｳﾊﾅｱﾌﾞ	○							NT2
		ﾊﾁﾓﾄﾞｷﾊﾅｱﾌﾞ	○							NT2

表 3-2-5-3(7)　保全すべき種の一覧（昆虫類）(2)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
ﾁｮｳ	ｾｾﾘﾁｮｳ	ﾐﾔﾏｾｾﾘ		○						NT1
		ｷﾞﾝｲﾁﾓﾝｼﾞｾｾﾘ		○					NT	NT2
		ｵｵﾁｬﾊﾞﾈｾｾﾘ		○						NT2
	ｼｼﾞﾐﾁｮｳ	ﾐｽﾞｲﾛｵﾅｶﾞｼｼﾞﾐ		○						
		ｳﾗｺﾞﾏﾀﾞﾗｼｼﾞﾐ		○						VU
		ｺﾂﾊﾞﾒ		○						NT2
		ﾐﾔﾏｼｼﾞﾐ	○	○					EN	CR
		ﾐﾄﾞﾘｼｼﾞﾐ		○						NT1
	ﾀﾃﾊﾁｮｳ	ﾒｽｸﾞﾛﾋｮｳﾓﾝ		○						NT2
		ｱｻﾏｲﾁﾓﾝｼﾞ		○						NT2
	ｼﾞｬﾉﾒﾁｮｳ	ｼﾞｬﾉﾒﾁｮｳ		○						NT2
	ﾔｶﾞ	ｺｼﾛｼﾀﾊﾞ		○					NT	
	ﾏﾀﾞﾗｶﾞ	ﾔﾎｼﾎｿﾏﾀﾞﾗ	○						NT	DD
11目	38科	66種	33種	35種	0種	0種	0種	0種	21種	63種

名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録-本邦産野生動植物の種の現状-（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境省　平成 7 年）に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）

④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）

⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県　2018 年）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
　DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

2. 植物

表 3-2-5-4 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある植物について把握した。

表 3-2-5-4　植物相の把握に用いた文献

No.	文献名等
1	埼玉県レッドデータブック2011　植物編 （埼玉県　2011年）
2	埼玉県レッドデータブック2011　植物編　外来植物分布図 （埼玉県　2011年）

1) 植物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、主に外来植物からなる 224 種が確認された。また、保全すべき種として、7 種が確認された。

保全すべき種の選定根拠とした資料を表 3-2-5-5 に、保全すべき種の一覧を表 3-2-5-6 に示す。

表 3-2-5-5　保全すべき種の選定根拠とした資料

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和25年　法律第214号）	国及び地方公共団体指定の天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 （平成4年　法律第75号）	国内希少野生動植物
③	埼玉県文化財保護条例 （昭和30年　条例第46号）	国及び地方公共団体指定の天然記念物
④	埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例 （平成12年　条例第11号）	国内希少野生動植物
⑤	環境省レッドリスト2020 （令和2年　環境省）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	埼玉県レッドデータブック2011 （埼玉県　2011年）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-6　保全すべき種の一覧

科名	和名	文献		選定基準					
		1	2	①	②	③	④	⑤	⑥
ﾄﾁｶｶﾞﾐ	ｲﾄﾄﾘｹﾞﾓ	○						NT	DD
ﾗﾝ	ｶｷﾗﾝ	○							EX
	ﾔﾏﾄｷｿｳ	○							EX
ｶﾔﾂﾘｸﾞｻ	ﾔﾁｶﾜｽﾞｽｹﾞ	○							EX
ﾊﾞﾗ	ｶﾜﾗｻｲｺ	○							VU
ｼﾞﾝﾁｮｳｹﾞ	ｺｶﾞﾝﾋﾟ	○							EX
ｷｸ	ｻﾜｼﾛｷﾞｸ	○							DD
6科	7種	7種	0種	0種	0種	0種	0種	1種	7種

名称、配列は基本的に「改訂新版　日本の野生植物　1～5」（平凡社　平成 27 年）及び「神奈川県植物誌 2018」（神奈川県植物誌調査会　平成 30 年）に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年　法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年　法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年　条例第 46 号）

④：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年　条例第 11 号）

⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年　環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック 2011（埼玉県　2011 年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

2) 巨樹・巨木

「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）による、深谷市、熊谷市の巨樹・巨木林の一覧を表 3-2-5-7(1)～3-2-5-7(4)に、「自然環境保全基礎調査（第 4 回・第 6 回　巨樹・巨木林調査)」（環境省ホームページ）による分布状況を図 3-2-5-1 に示す。

「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）では、調査範囲及びその周辺にケヤキ、カヤ、イチイガシなど 6 地点 8 本の巨樹・巨木が確認された。「自然環境保全基礎調査（第 4 回・第 6 回　巨樹・巨木林調査)」では調査範囲内に 6 地点の巨樹・巨木林が確認された。

表 3-2-5-7(1)　巨樹・巨木林の一覧(1)

所在地		樹種	幹周 （cm）	樹高 （m）
深谷市横瀬	華蔵寺	ｴﾉｷ	450	31
深谷市横瀬	横瀬神社	ｹﾔｷ	330	25
深谷市下手計	八基小学校	ｸｽﾉｷ	450	23
深谷市下手計	鹿島神社	ｹﾔｷ	340	33
深谷市下手計	鹿島神社	ｹﾔｷ	305	28
深谷市下手計	鹿島神社	ｹﾔｷ	350	28
深谷市下手計	鹿島神社	ｴﾉｷ	310	22
深谷市中瀬	吉祥寺	ｲﾁｮｳ	530	30
深谷市中瀬	吉祥寺	ｹﾔｷ	380	29
深谷市		ｹﾔｷ	370	29
深谷市		ｹﾔｷ	305	26
深谷市高島	諏訪神社	ｶﾔ	470	21
深谷市高島	正伝院	ｸｽﾉｷ	305	22
深谷市		ｶﾔ	337	25
深谷市新戒	古框神社	ｲﾁｮｳ	402	28
深谷市新戒	古框神社	ｲﾁｮｳ	405	29
深谷市沼尻	熊野神社	ｲﾁｮｳ	410	27
深谷市上増田	諏訪山神社	ｹﾔｷ	324	20
深谷市東方	全久院	ｶﾔ	420	18
深谷市東方	熊野神社	ｹﾔｷ	342	24
深谷市原郷	楡山神社	ﾊﾙﾆﾚ	360	13
深谷市稲荷町北	瑠璃光寺	ｹﾔｷ	385	35
深谷市稲荷町北	薬師堂	ｲﾁｮｳ	372	30
深谷市東大沼	西蔵寺	ｶﾔ	356	23
深谷市稲荷町３丁目	稲荷神社	ｹﾔｷ	405	32
深谷市稲荷町３丁目	稲荷神社	ｹﾔｷ	330	21
深谷市稲荷町３丁目	稲荷神社	ｴﾉｷ	320	25
深谷市宿根	滝ノ宮神社	ｹﾔｷ	325	21
深谷市宿根	滝ノ宮神社	ｹﾔｷ	398	18
深谷市		ｹﾔｷ	357	25
深谷市原郷	中山道並木	ｹﾔｷ	398	16
深谷市原郷	中山道並木	ｹﾔｷ	345	23
深谷市原郷	中山道並木	ｹﾔｷ	364	20

（資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ））

表 3-2-5-7(2)　巨樹・巨木林の一覧(2)

所在地		樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
深谷市西島	滝ノ宮神社	ケヤキ	313	32
深谷市西島	滝ノ宮神社	ケヤキ	348	29
深谷市岡部		クスノキ	411	25
深谷市岡部		クスノキ	335	24
深谷市	普済寺	カヤ	440	22
深谷市	普済寺	カヤ	410	22
深谷市岡下		クスノキ	320	24
深谷市岡上		ケヤキ	500	18
深谷市		ムクノキ	425	25
深谷市		ケヤキ	330	24
深谷市当後		ムクノキ	520	11
深谷市西田		ムクノキ	330	7
深谷市		ケヤキ	300	20
深谷市		ケヤキ	320	28
深谷市		ケヤキ	330	28
深谷市		ケヤキ	400	28
深谷市榛沢		ケヤキ	325	19
深谷市本郷		ケヤキ	320	18
深谷市本郷		ケヤキ	310	25
深谷市		ケヤキ	305	21
深谷市		ケヤキ	350	30
深谷市上原		イチョウ	390	30
深谷市		ムクノキ	450	25
深谷市菅沼		エノキ	310	12
深谷市菅沼		エノキ	370	15
深谷市菅沼		エノキ	410	20
深谷市菅沼		エノキ	470	18
深谷市菅沼		イチョウ	340	25
深谷市瀬山		ケヤキ	340	25
深谷市瀬山		ケヤキ	360	20
深谷市		ケヤキ	340	
深谷市		ケヤキ	350	
深谷市		ケヤキ	300	
深谷市本田		エノキ	360	
深谷市本田		エノキ	340	
深谷市本田		エノキ	300	
深谷市本田		ケヤキ	306	
深谷市		ケヤキ	400	

(資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ))

表 3-2-5-7(3)　巨樹・巨木林の一覧(3)

所在地		樹種	幹周 （cm）	樹高 （m）
熊谷市上之	上之神社	ｹﾔｷ	316	20
熊谷市末広		ｼｲﾉｷ	453	30
熊谷市末広	県立熊谷女子高等学校	ｸｽﾉｷ	350	19
熊谷市		ｸｽﾉｷ	380	18
熊谷市宮町	高城神社	ｹﾔｷ	620	11
熊谷市宮町	高城神社	ｲﾁｮｳ	328	15
熊谷市宮町	高城神社	ﾑｸﾉｷ	360	23
熊谷市宮町	高城神社	ｹﾔｷ	420	26
熊谷市宮町	高城神社	ﾑｸﾉｷ	355	25
熊谷市宮町	高城神社	ｹﾔｷ	459	28
熊谷市本町	千形神社	ｲﾁｮｳ	332	20
熊谷市本町	千形神社	ｹﾔｷ	415	19
熊谷市本町	千形神社	ｹﾔｷ	380	23
熊谷市本町	千形神社	ｹﾔｷ	390	15
熊谷市石原	赤城久伊豆神社	ｸｽﾉｷ	360	22
熊谷市新島		ｹﾔｷ	400	20
熊谷市広瀬	浅間神社	ｹﾔｷ	380	23
熊谷市大麻生	大栄神社	ｹﾔｷ	526	25
熊谷市大麻生	大栄神社	ｹﾔｷ	404	17
熊谷市		ｲﾇｻﾞｸﾗ	418	15
熊谷市拾六間	徳蔵寺	ｶﾔ	400	23
熊谷市代	八幡神社	ｲﾁｮｳ	640	20
熊谷市		ｸｽﾉｷ	345	20
熊谷市中奈良	国性寺	ｶﾔ	380	26
熊谷市		ｹﾔｷ	333	20
熊谷市		ｹﾔｷ	540	25
熊谷市玉井	玉井神社	ｲﾁｮｳ	368	25
熊谷市		ｹﾔｷ	308	20
熊谷市		ｹﾔｷ	320	20
熊谷市西別府	湯殿神社	ｹﾔｷ	639	25
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	ﾓﾐｼﾞﾊﾞｽｽﾞｶｹﾉｷ	480	30
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	ｸｽﾉｷ	490	15
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	ｸｽﾉｷ	655	15
熊谷市石原	赤城久伊豆神社	ｸｽﾉｷ	360	15
熊谷市広瀬	浅間神社	ｹﾔｷ	300	17
熊谷市大麻生	大栄神社	ｹﾔｷ	310	25
熊谷市広瀬		ｹﾔｷ	320	15
熊谷市		ｹﾔｷ	335	20
熊谷市拾六間	徳蔵寺	ｲﾁｲｶﾞｼ	310	26
熊谷市西別府	湯殿神社	ｲﾁｮｳ	314	18
熊谷市		ｸｽﾉｷ	345	18
熊谷市野原		ｽｷﾞ	387	12
熊谷市板井		ｹﾔｷ	400	20
熊谷市		ｴﾉｷ	430	7
熊谷市		ｹﾔｷ	330	20
熊谷市		ｹﾔｷ	315	20

（資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ））

表 3-2-5-7(4)　巨樹・巨木林の一覧(4)

所在地		樹種	幹周 （cm）	樹高 （m）
熊谷市間々田	間々田稲荷神社	ｹﾔｷ	365	18
熊谷市間々田	間々田稲荷神社	ｹﾔｷ	410	17
熊谷市妻沼	妻沼小学校	ｹﾔｷ	500	13
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｶﾔ	315	12
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｹﾔｷ	330	18
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｹﾔｷ	450	20
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｲﾁｮｳ	330	12
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｲﾀﾔｶｴﾃﾞ	300	10
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ｽｷﾞ	400	18
熊谷市妻沼		ｽｷﾞ	345	10
熊谷市弥藤吾		ｹﾔｷ	535	20
熊谷市八ツ口	長昌寺	ｽﾀﾞｼﾞｲ	380	9
熊谷市西城	長慶寺	ｲﾁｮｳ	470	22
熊谷市上須戸		ｲﾁｮｳ	340	12
熊谷市妻沼	熊谷市立妻沼小学校	ｹﾔｷ	529	13

（資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ））

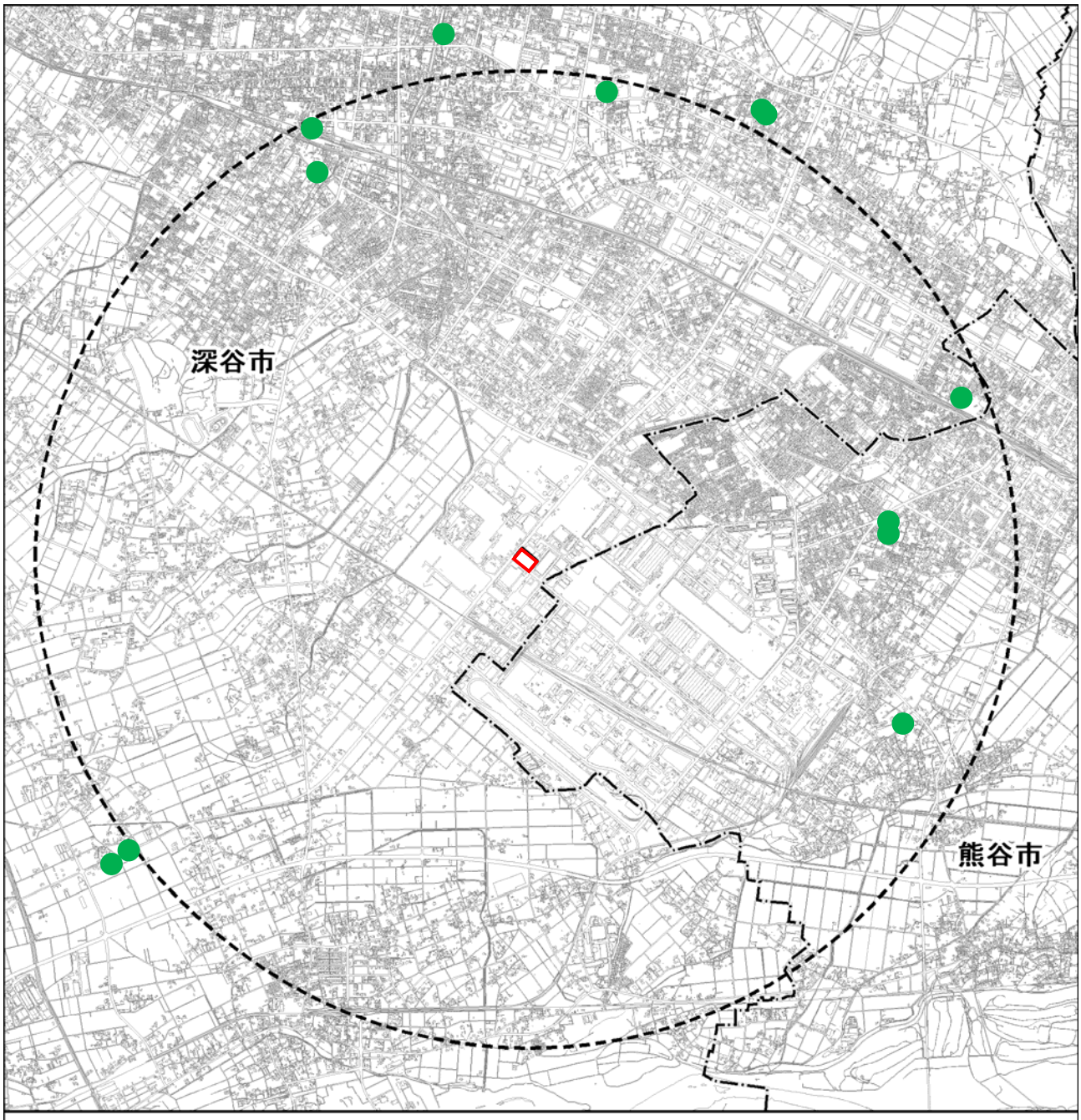

凡例

対象事業実施区域

対象事業実施区域から3km範囲

市区町村界

巨樹・巨木分布地点

N

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

資料：自然環境保全基礎調査（第 4 回・第 6 回巨樹・巨木林調査）
（環境省ホームページ）

図 3-2-5-1　巨樹・巨木林の状況

3) 植物群落の状況

調査範囲及び周辺の現存植生を、図 3-2-5-2 に示す。

事業実施区域周辺の植生は、路線及び駅周辺には市街地、工場地帯が広く分布しており、市街地周辺には緑の多い住宅地や水田、畑地、果樹園等がみられる。また、荒川周辺には、オギ群落やニセアカシア群落、ヤナギ群落が分布している。

4) 緑の量

調査範囲及び周辺は、広範囲が市街地・工場地帯として区分されているため、緑被割合は高くないが、工場地帯の緑地や、周囲の水田、畑地、草地、河畔林等により緑被割合が高い場所も見られる。

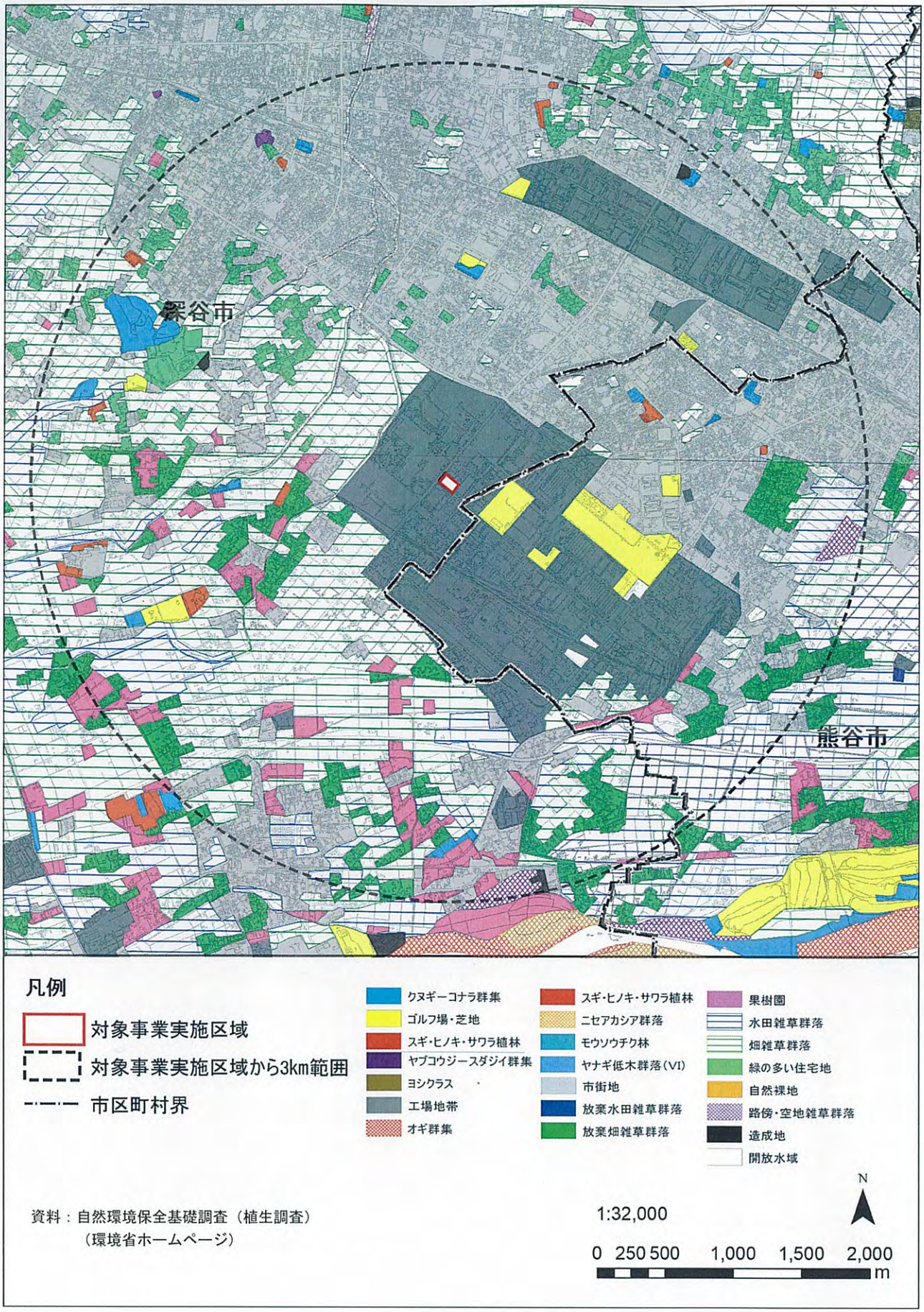

資料：自然環境保全基礎調査（植生調査）
（環境省ホームページ）

図 3-2-5-2　現存植生図

3. 生態系

1) 地域の生態系の特性

「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ）によると、調査範囲の環境は、図 3-2-5-3 に示すとおり、大きく「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」に区分されると考える。

このような調査範囲の環境ごとに、動物・植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種を、表 3-2-5-8 に示す。

表 3-2-5-8　想定される調査範囲周辺の生態系を特徴づける主な動植物種

主要な 環境類型	想定される 生息・生育環境	生息が想定される 主な動物の状況	生育が想定される 主な植物の状況
樹林地	コナラ群落 竹林 ニセアカシア群落 ヤナギ群落	ﾆﾎﾝｻﾞﾙ、ﾆﾎﾝﾘｽ、ﾋﾒﾈｽﾞﾐ、ﾋﾐｽﾞ、ｱｶｷﾞﾂﾈ、ｱﾅｸﾞﾏ、ｲﾉｼｼ、ﾔﾏﾄﾞﾘ、ｱｵﾊﾞﾄ、ﾎﾄﾄｷﾞｽ、ｻｼﾊﾞ、ﾌｸﾛｳ、ｱｶｹﾞﾗ、ｺｼﾞｭｹｲ、ﾔﾏｱｶｶﾞﾙ、ｱｽﾞﾏﾋｷｶﾞｴﾙ、ｱｵﾀﾞｲｼｮｳ、ﾆｲﾆｲｾﾞﾐ、ｺｸﾜｶﾞﾀ、ｼﾛｽｼﾞｶﾐｷﾘ、ｼﾞｬﾉﾒﾁｮｳ	ﾓｳｿｳﾁｸ、ﾊﾘｴﾝｼﾞｭ、ﾏｸﾞﾜ、ﾖｳｼｭﾔﾏｺﾞﾎﾞｳ、ｼｭﾛ、ｲﾀﾁﾊｷﾞ
草地	路傍・空地雑草群落 芝地 オギ群落	ﾊﾀﾈｽﾞﾐ、ﾆﾎﾝﾉｳｻｷﾞ、ﾀﾇｷ、ｷｼﾞ、ﾎｵｼﾞﾛ、ｱｵｼﾞ、ｾｯｶ、ﾆﾎﾝｱﾏｶﾞｴﾙ、ﾆﾎﾝｶﾅﾍﾋﾞ、ﾅﾂｱｶﾈ、ｷﾊﾞﾈﾂﾉﾄﾝﾎﾞ、ｲﾁﾓﾝｼﾞｾｾﾘ、ｽｼﾞｸﾞﾛｼﾛﾁｮｳ	ﾅｶﾞｲﾓ、ﾒﾘｹﾝｶﾙｶﾔ、ｺﾊﾞﾝｿｳ、ｹﾞﾝｹﾞ、ｵｷｼﾞﾑｼﾛ、ｱﾚﾁｳﾘ、ｲﾓｶﾀﾊﾞﾐ、ｵﾗﾝﾀﾞｶﾞﾗｼ、ｴｿﾞﾉｷﾞｼｷﾞｼ、ｾｲﾀｶｱﾜﾀﾞﾁｿｳ、ｵｵﾌﾞﾀｸｻ、ﾋﾒﾑｶｼｮﾓｷﾞ
耕作地	果樹園 水田 畑雑草群落	ﾀﾇｷ、ﾊｸﾋﾞｼﾝ、ﾓｽﾞ、ﾋﾊﾞﾘ、ﾋﾖﾄﾞﾘ、ﾑｸﾄﾞﾘ、ﾊｸｾｷﾚｲ、ｱｵﾀﾞｲｼｮｳ、ｼﾏﾍﾋﾞ、ﾄｳｷｮｳﾀﾞﾙﾏｶﾞｴﾙ、ｱｼﾞｱｲﾄﾄﾝﾎﾞ、ｼｵｶﾗﾄﾝﾎﾞ、ﾋﾒｱﾒﾝﾎﾞ、ﾀｶﾞﾒ、ﾆﾜﾊﾝﾐｮｳ、ﾊｲｲﾛｹﾞﾝｺﾞﾛｳ、ﾓﾝｼﾛﾁｮｳ	ﾆﾗ、ｺﾆｼｷｿｳ、ﾏﾒｸﾞﾝﾊﾞｲﾅｽﾞﾅ、ｵｵｲﾇﾉﾌｸﾞﾘ、ｶﾗｼﾅ、ｾｲﾖｳｱﾌﾞﾗﾅ、ﾋﾒｽｲﾊﾞ
市街地	市街地 工場地帯	ｱﾌﾞﾗｺｳﾓﾘ、ﾀﾇｷ、ｷｼﾞﾊﾞﾄ、ﾄﾞﾊﾞﾄ、ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ、ﾂﾊﾞﾒ、ﾋﾖﾄﾞﾘ、ﾑｸﾄﾞﾘ、ﾆﾎﾝｱﾏｶﾞｴﾙ、ｱﾌﾞﾗｾﾞﾐ、ﾔﾏﾄｼｼﾞﾐ、ﾓﾝｷﾁｮｳ	ｼﾀﾞﾚﾔﾅｷﾞ、ﾋﾞﾜ、ﾕｷﾔﾅｷﾞ、ﾕｳｹﾞｼｮｳ、ﾋﾞﾛｰﾄﾞﾓｳｽﾞｲｶ、ｺｽﾓｽ、ﾊﾙｼﾞｵﾝ、ｾｲﾖｳﾀﾝﾎﾟﾎﾟ、ｾｲﾀｶｱﾜﾀﾞﾁｿｳ
開放水面	河川	ﾀﾇｷ、ﾆﾎﾝｲﾀﾁ、ｶﾙｶﾞﾓ、ｶｲﾂﾌﾞﾘ、ｶﾜｳ、ｵｵﾊﾞﾝ、ﾄｳｷｮｳﾀﾞﾙﾏｶﾞｴﾙ、ｺｲ、ﾀﾓﾛｺ、ﾄｳﾖｼﾉﾎﾞﾘ、ﾊｸﾞﾛﾄﾝﾎﾞ、ﾀﾞﾋﾞﾄﾞｻﾅｴ、ｵｵｱﾒﾝﾎﾞ、ﾀｲｺｳﾁ	ｵｵｶﾅﾀﾞﾓ、ｺｶﾅﾀﾞﾓ、ｷｼｮｳﾌﾞ

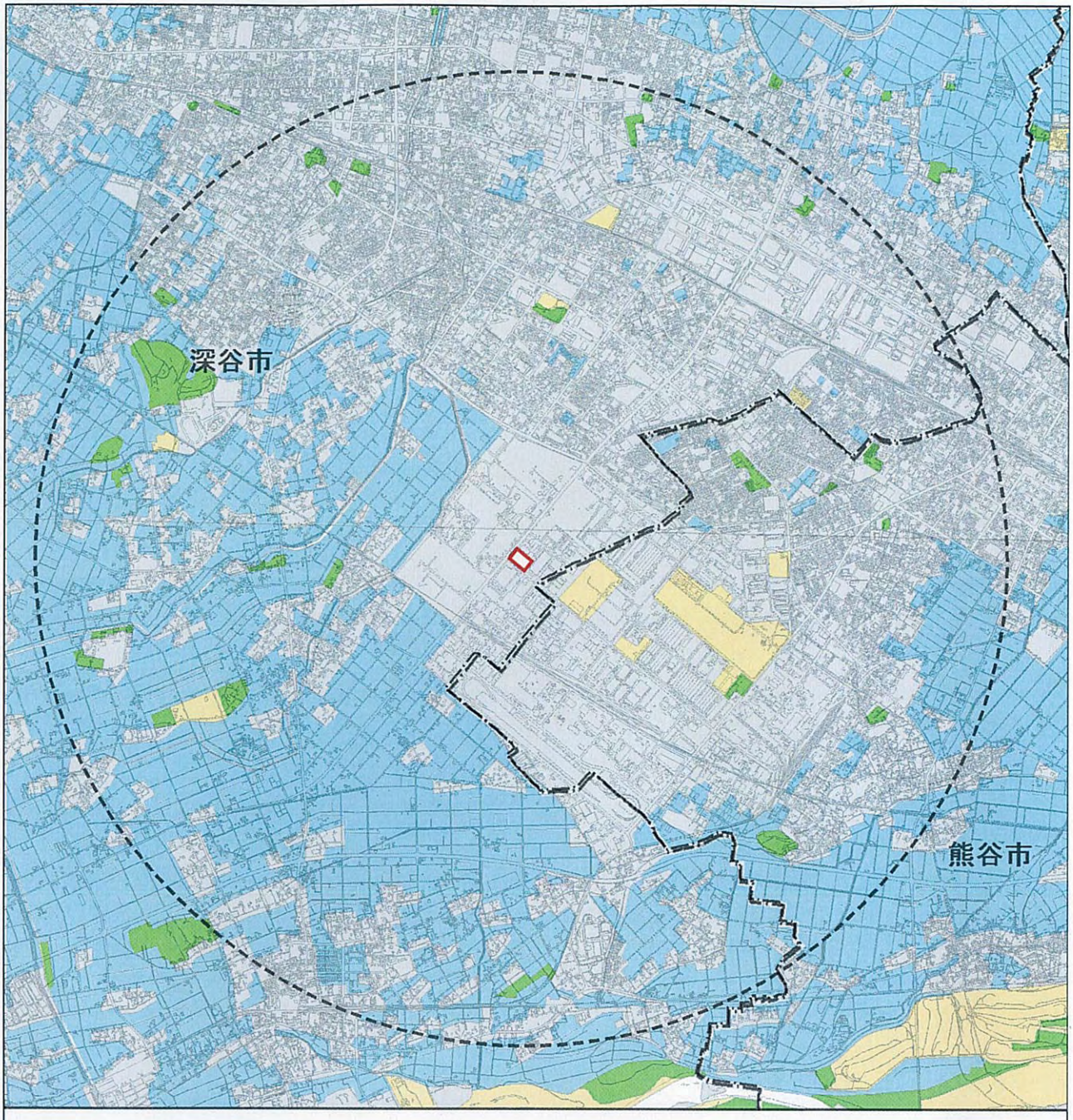

凡例

対象事業実施区域

対象事業実施区域から3km範囲

市区町村界

市街地

耕作地

草地

樹林地

開放水面

N

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

資料：自然環境保全基礎調査（植生調査）
（環境省ホームページ）

図 3-2-5-3　主要な環境区分

3-2-6　景観、自然とのふれあいの場の状況

1.　景観

調査範囲及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」（平成元年、環境庁）によると自然景観資源は存在しないが、「埼玉県地理環境情報 WebGIS（ふるさと景観)」（埼玉県ホームページ）によると表3-2-6-1及び図3-2-6-1に示すとおり、ふるさとの森5ヶ所が記載されている。

また、文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されている大木等で景観資源となる史跡、名勝等は、「3-2-7 文化財その他の生活環境の状況」の表3-2-7-1及び図3-2-7-1に示す。

なお、いずれの景観資源も対象事業実施区域周辺には存在しておらず、対象事業実施区域周辺は眺望対象にならないと考えられる。

表3-2-6-1　景観資源の状況

No.	区分	名称	所在地
1	ふるさとの森	白髪神社ふるさとの森	深谷市
2		湯殿神社社叢ふるさとの森	熊谷市
3		徳蔵寺・大雷神社社叢ふるさとの森	
4		三ヶ尻八幡神社社叢ふるさとの森	
5		三尻観音山ふるさとの森	

（資料：埼玉県地理環境情報 WebGIS（ふるさと景観）（埼玉県ホームページ））

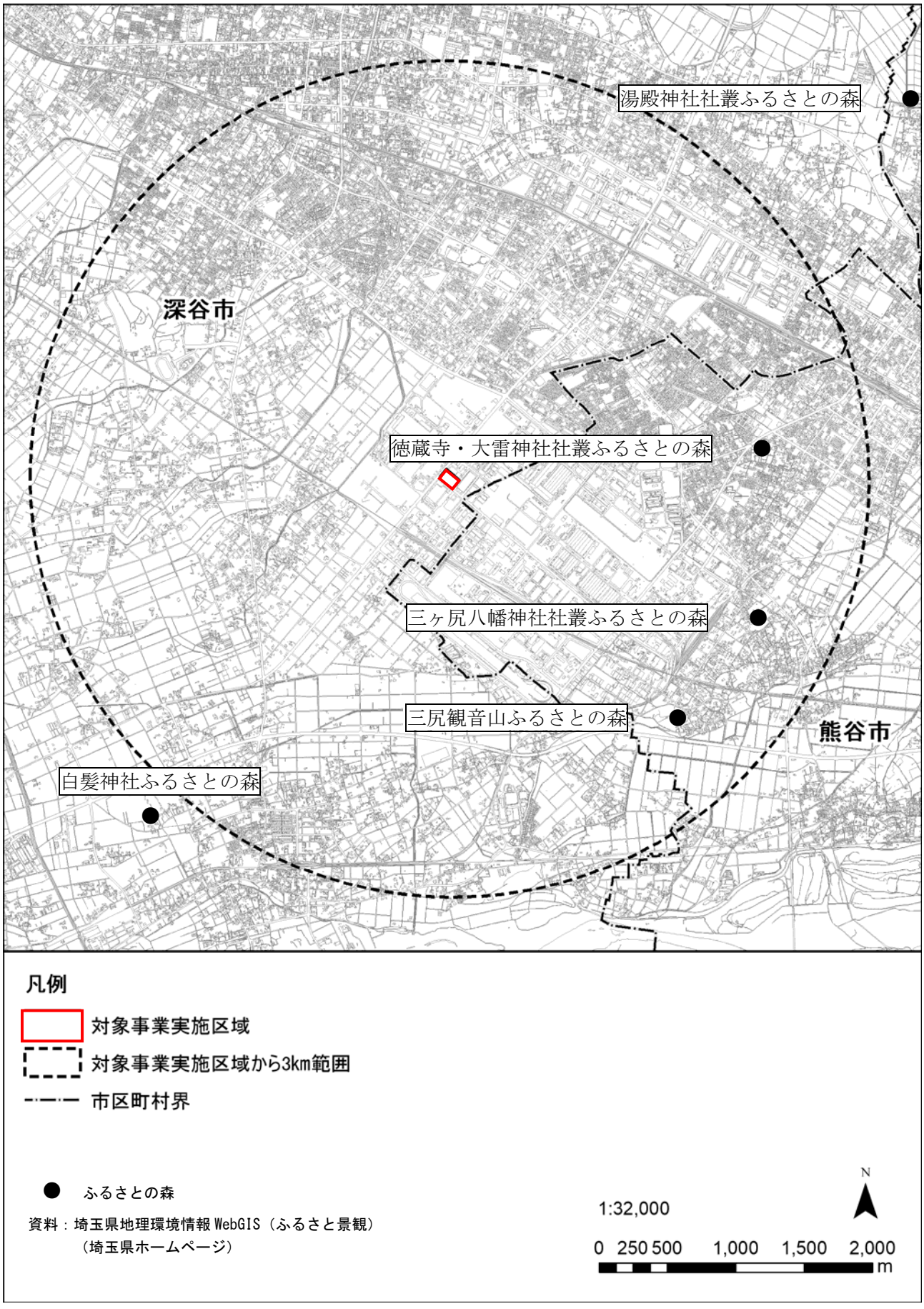

図 3-2-6-1　景観資源の状況

2. 自然とのふれあいの場の状況

1) 公園

調査範囲及びその周辺には、「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」によると、表 3-2-6-2(1)及び図 3-2-6-2(1)に示すとおり、自然とのふれあいの場として公園等が挙げられている。

また、対象事業実施区域近傍の公園としては、表 3-2-6-2(2)及び図 3-2-6-2(2)に示すとおり松原公園及び中折之口公園があり、自然とのふれあいの場として利用されている。

表 3-2-6-2(1)　自然とのふれあいの場の状況（広域）

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	錦町公園	深谷市	15	上柴中央公園	深谷市
2	西通公園	深谷市	16	杉町公園	深谷市
3	スマイルパーク	深谷市	17	杉町東公園	深谷市
4	深谷城址公園	深谷市	18	下宿公園	深谷市
5	見晴公演	深谷市	19	東方公園	深谷市
6	桜の園公園	深谷市	20	横町公園	深谷市
7	下台地公園	深谷市	21	中原公園	深谷市
8	泉台公園	深谷市	22	柴崎公園	深谷市
9	ふれあい公園	深谷市	23	下原公園	深谷市
10	寿町公園	深谷市	24	仙元山公園	深谷市
11	空沢公園	深谷市	25	わんぱくランド	深谷市
12	秋元公園	深谷市	26	ひがし公園	熊谷市
13	東公園	深谷市	27	外原公園	熊谷市
14	西原公園	深谷市			

（資料：彩の国埼玉情報サイトさいたまなび）

表 3-2-6-2(2)　自然とのふれあいの場の状況（対象事業実施区域近傍）

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	松原公園	深谷市	2	中折之口公園	深谷市

2) その他

調査範囲及びその周辺には、埼玉県ホームページによると、表 3-2-6-3 及び図 3-2-6-2 に示すとおり、健康増進に向けたウォーキングコース等が挙げられている。

なお、対象事業実施区域近傍には、ウォーキングコース等はない。

表 3-2-6-3　ウォーキングコース等の状況

No.	名称	所在地
1	深谷駅周辺	深谷市
2	仙元山公園及び周辺	深谷市
3	三尻公民館	熊谷市

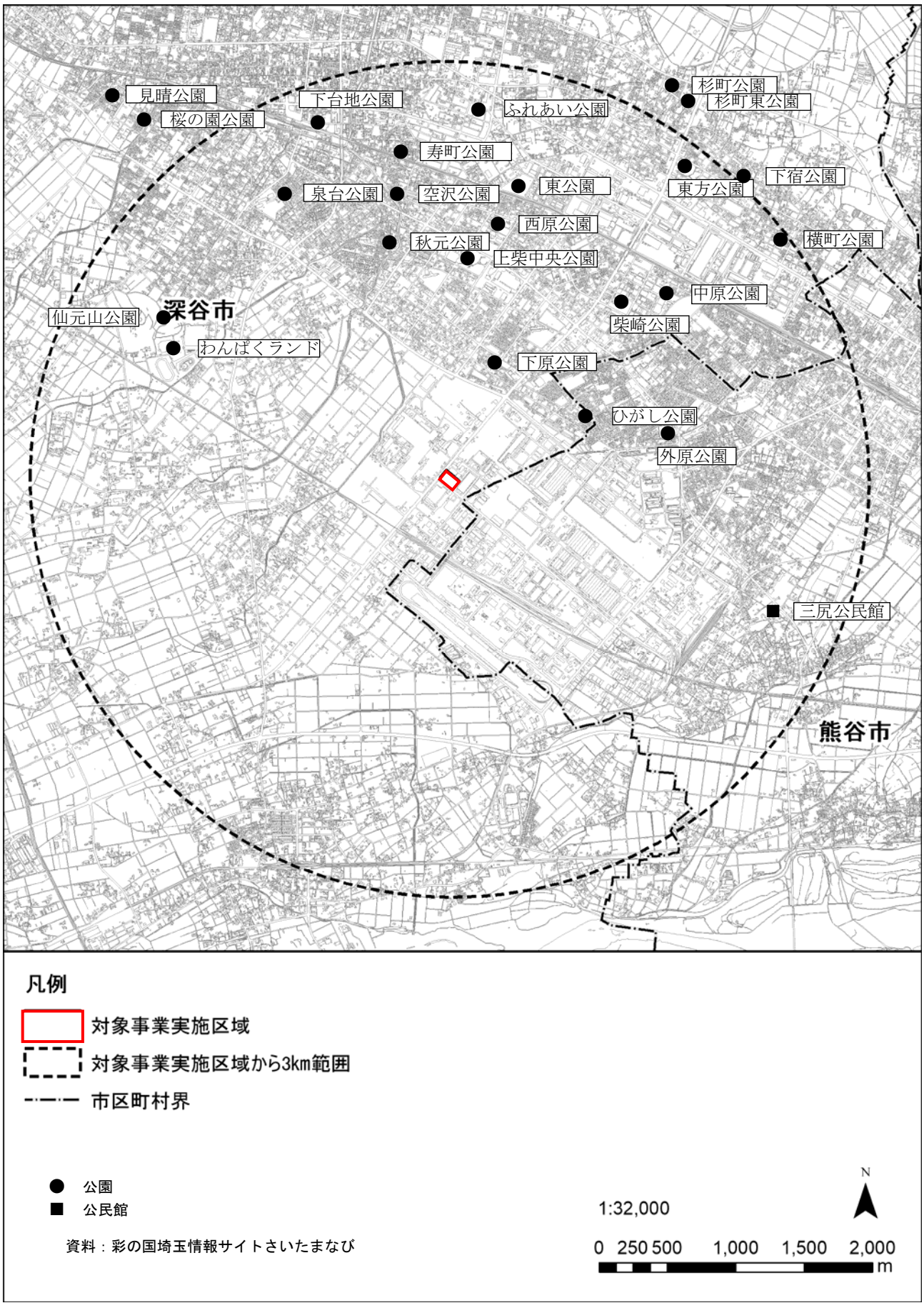

図 3-2-6-2(1)　自然とのふれあいの場の状況（広域）

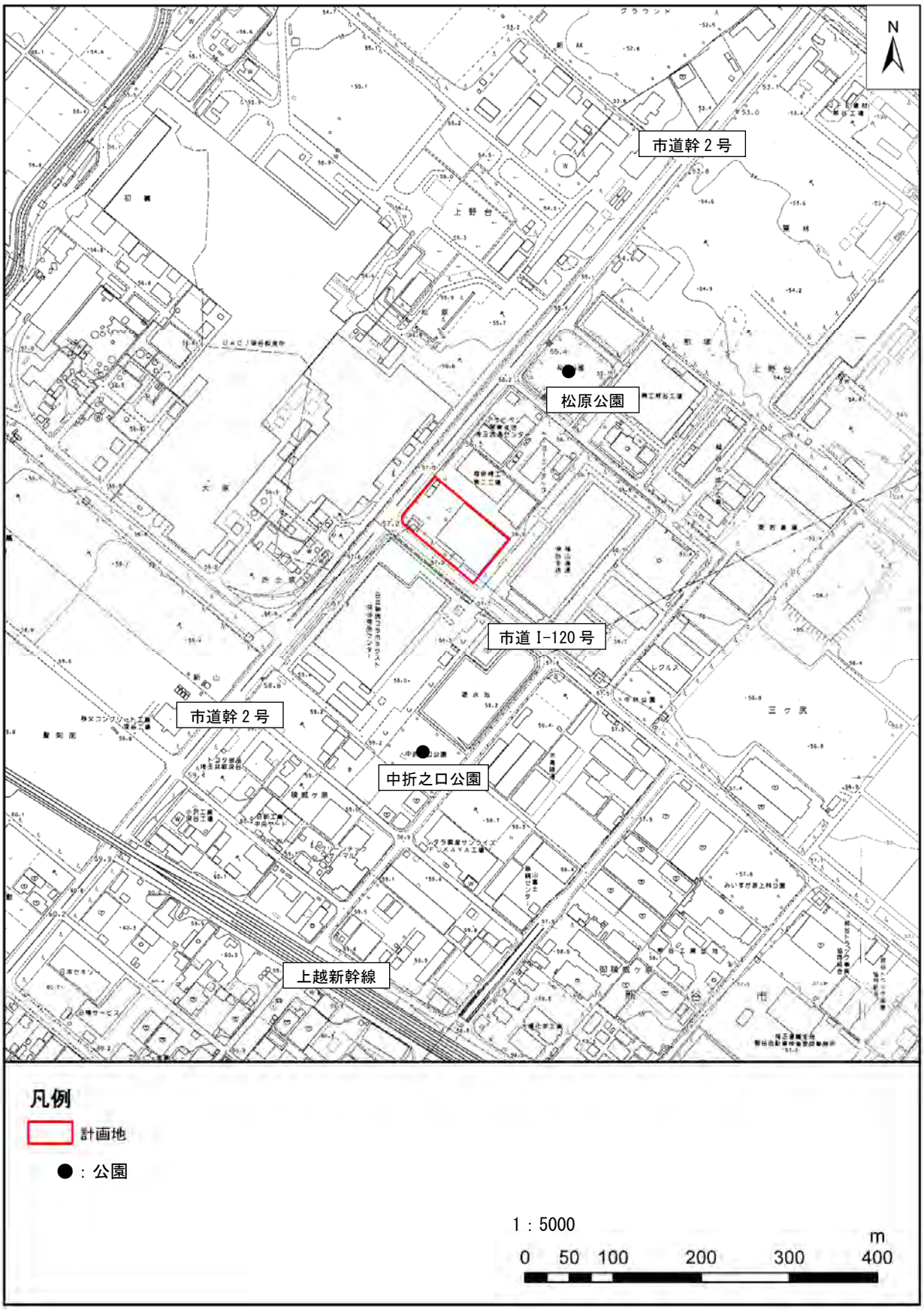

図 3-2-6-2(2)　自然とのふれあいの場の状況（対象事業実施区域近傍）

3-2-7　文化財その他の生活環境の状況

1.　指定文化財等

調査範囲及びその周辺の「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「埼玉県文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 46 号）、「深谷市文化財保護条例」（平成 18 年条例第 122 号）、「熊谷市文化財保護条例」（平成 13 条例第 120 号））に基づく指定文化財等の状況を、表 3-2-7-1 及び図 3-2-7-1 に示す。

調査範囲及びその周辺には、国指定の文化財が 9 件、県指定の文化財が 5 件、深谷市指定の文化財が 3 件、熊谷市指定の文化財が 4 件ある。

なお、対象事業実施区域周辺に指定文化財等は存在しない。

2.　埋蔵文化財包蔵地

深谷市文化振興課への聞き取りの結果、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3-2-7-1　指定文化財等の状況

No.	区分	種別・種類		名称	所在地
1	国指定	登録有形文化財	建築物・住宅	大谷家住宅主屋	深谷市稲荷町
2			建築物・住宅	大谷家住宅洋館	深谷市稲荷町
3			建築物・住宅	大谷家住宅本蔵	深谷市稲荷町
4			建築物・住宅	大谷家住宅松庭湯	深谷市稲荷町
5			建築物・住宅	大谷家住宅祠	深谷市稲荷町
6			工作物・住宅	大谷家住宅中門及び塀	深谷市稲荷町
7			工作物・住宅	大谷家住宅裏門及び塀	深谷市稲荷町
8			建築物・住宅	大谷家住宅欅空庵	深谷市稲荷町
9			建築物・住宅	大谷家住宅米蔵	深谷市稲荷町
10	県指定	選定重要遺跡	城館跡	庁鼻和城跡	深谷市国済寺
11		指定旧跡	旧跡	上杉憲英墓	深谷市国済寺 521
12		記念物	史跡	人見館跡	深谷市人見 1515
13		記念物	史跡	桜ケ丘組石遺跡	深谷市緑ケ丘 214-5
14		有形文化財	彫刻	木造峻翁令山像	深谷市国済寺 521-1
15	深谷市指定	有形文化財	建造物	国済寺黒門	深谷市国済寺 521
16		有形文化財	建造物	旧深谷宿常夜燈	深谷市田所町・稲荷町
17		有形文化財	建造物	国済寺三門	深谷市国済寺 521
18	熊谷市指定	指定記念物	天然記念物	榧	熊谷市拾六間 689
19		指定記念物	天然記念物	いちいがし	熊谷市拾六間 689
20		指定記念物	天然記念物	いぬ桜	熊谷市三ヶ尻
21		指定記念物	名勝	三尻観音山	熊谷市三ヶ尻

（資料：深谷市ホームページ
熊谷市ホームページ）

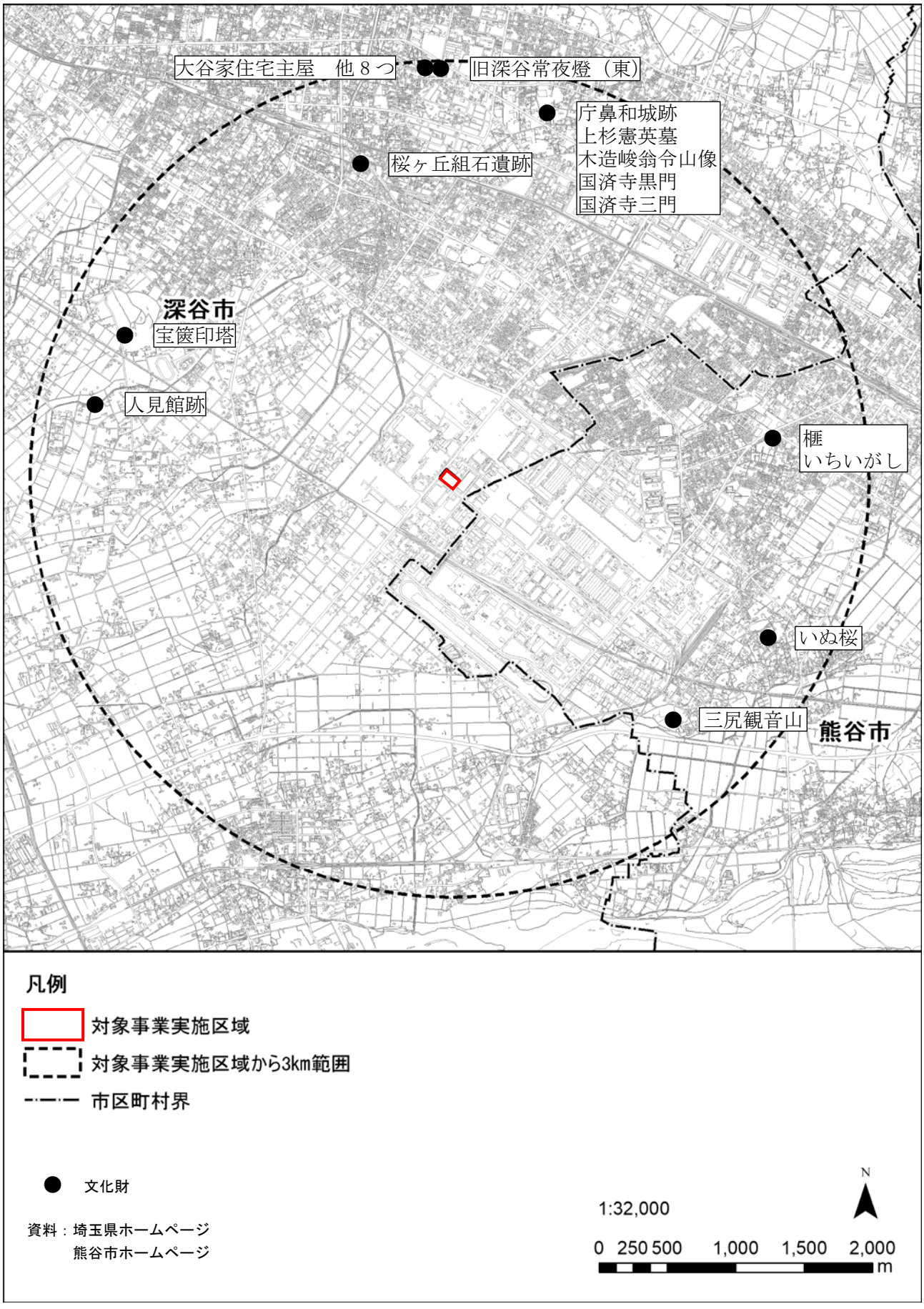

図 3-2-7-2　指定文化財等の状況

3-2-8　一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

調査範囲及びその周辺における地上 50cm の放射線量の測定結果を表 3-2-8-1 に、測定地点を図 3-2-8-1 に示す。

調査範囲及びその周辺の放射線量は、平成 30 年 5 月から令和 2 年 2 月まで、ほぼ横ばいで推移している。

環境省では、「放射性物質汚染対処特措法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 0.23μSv 以上の地域であることとしている。

この基準と比較すると、平成 30 年 5 月から令和 2 年 2 月における調査範囲及びその周辺で測定された放射線量は低い値である。

表 3-2-8-1　放射線量の測定結果

市名	No.	測定地点	測定結果（μSv/h）					
			平成 30 年度				令和元年度	
			5 月	8 月	11 月	2 月	8 月	2 月
深谷市	1	上柴西幼稚園	0.043	0.041	0.050	0.043	0.037	0.040
	2	桜ヶ丘幼稚園	0.038	0.038	0.047	0.041	0.035	0.046
	3	幡羅幼稚園	0.061	0.051	0.050	0.048	0.036	0.032
	4	藤沢幼稚園	0.073	0.070	0.060	0.070	0.080	0.082
	5	常盤小学校	0.033	0.036	0.035	0.037	0.029	0.037
	6	桜ヶ丘小学校	0.048	0.041	0.038	0.049	0.061	0.055
	7	幡羅小学校	0.035	0.028	0.034	0.034	0.036	0.032
	8	上柴西小学校	0.039	0.046	0.050	0.042	0.044	0.056
	9	上柴東小学校	0.032	0.020	0.025	0.021	0.021	0.025
	10	川本北小学校	0.043	0.038	0.038	0.042	0.043	0.049
	11	藤沢小学校	0.036	0.038	0.040	0.044	0.040	0.040
	12	幡羅中学校	0.041	0.022	0.026	0.024	0.028	0.026
	13	上柴中学校	0.025	0.024	0.039	0.035	0.034	0.032
	14	藤沢中学校	0.042	0.043	0.038	0.041	0.044	0.035
熊谷市	15	籠原小学校	0.032	0.033	0.038	0.039	0.033	0.037
	16	三尻小学校	0.030	0.030	0.029	0.038	0.025	0.025
	17	三尻中学校	0.043	0.062	0.058	0.074	0.038	0.033

（資料：深谷市ホームページ
熊谷市ホームページ）

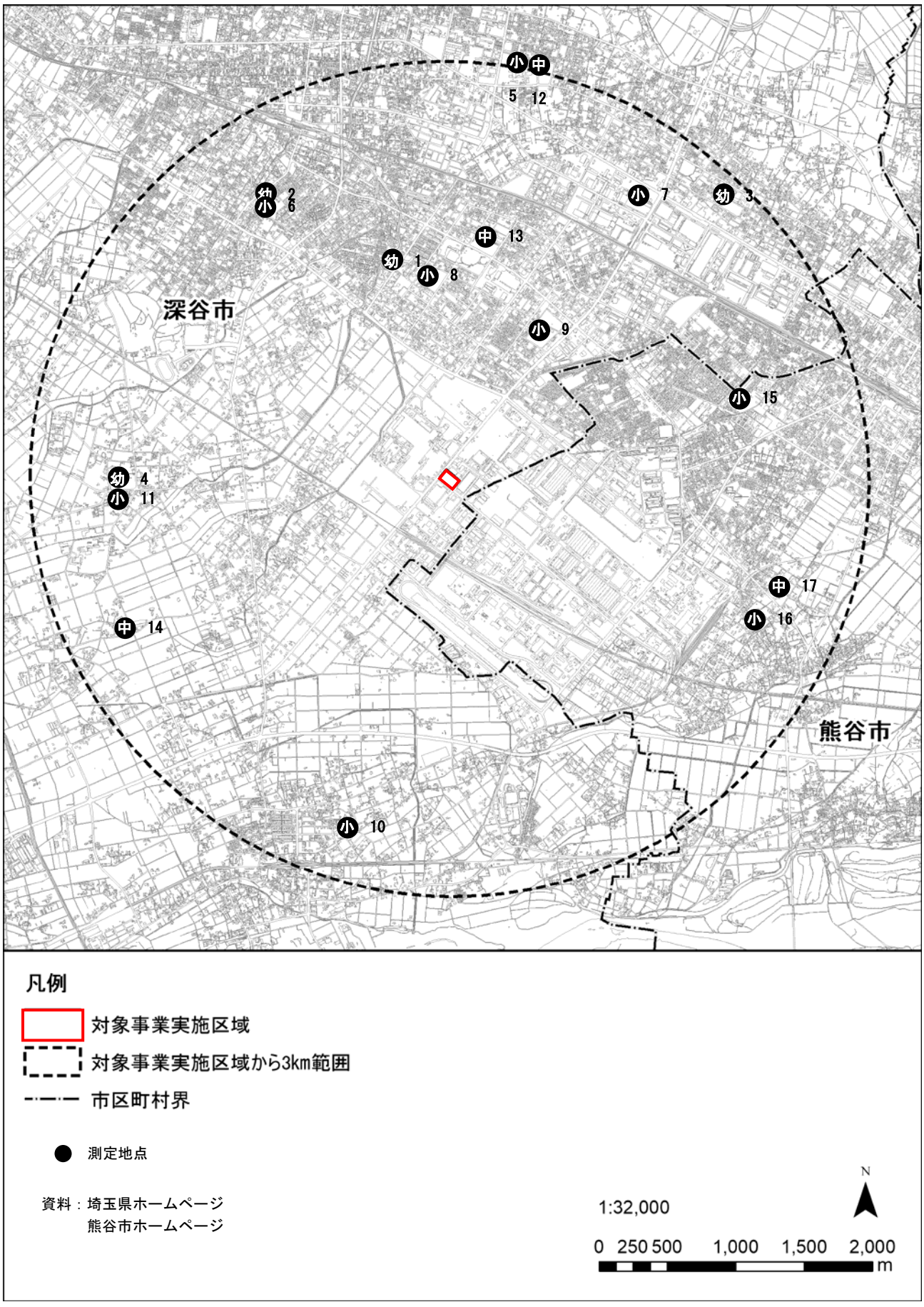

図 3-2-8-1　放射線量測定地点図

3-2-9　その他環境等への負荷の状況

1.　温室効果ガス

関係市における平成 28 年度の二酸化炭素排出量を表 3-2-9-1 に、対象事業実施区域の位置する深谷市における二酸化炭素排出量の経年変化を図 3-2-9-1 に示す。

平成 28 年度の二酸化炭素排出量は、深谷市、熊谷市とも産業部門の割合が最も高く、次いで、運輸部門、家庭部門となっている。

対象事業実施区域の位置する深谷市の業務部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成 19 年度から平成 28 年度においてほぼ横ばいで推移している。産業部門は平成 21 年度からの平成 23 年度まで増加傾向で推移したが、その後は減少傾向となっている。

家庭部門はやや増加している。

表 3-2-9-1　二酸化炭素排出量（平成 28 年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO_2	%
深谷市	産業部門	440.0	44.8
	業務部門	91.1	9.3
	家庭部門	176.9	18.0
	運輸部門	255.3	26.0
	廃棄物部門	19.7	2.0
	合計	983.0	100.0
熊谷市	産業部門	1237.6	61.1
	業務部門	161.9	8.0
	家庭部門	250.8	12.4
	運輸部門	346.2	17.1
	廃棄物部門	28.3	1.4
	合計	2024.7	100.0

（資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県ホームページ））

端数処理を行っているため、排出量の合計が 100%にならない場合がある。

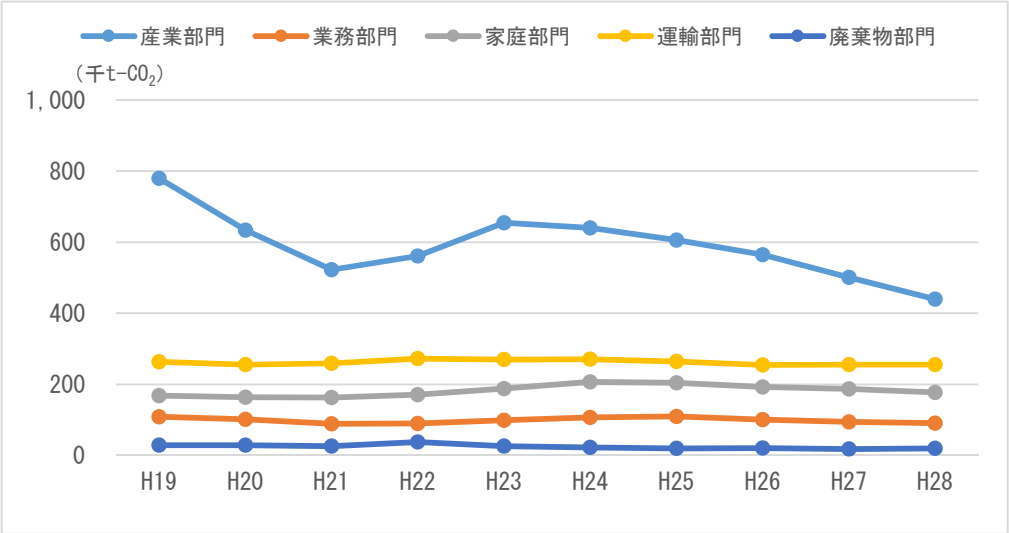

（資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県ホームページ））

図 3-2-9-1　深谷市における二酸化炭素排出量の経年変化

2.　公害苦情

対象事業実施区域の位置する深谷市における平成 26 年度から平成 30 年度の公害に関する苦情件数の推移を、図 3-2-9-2 に示す。

平成 26 年度からの経年変化は、各項目ともにおおむね減少傾向にあるが、水質、騒音、悪臭、不法投棄は平成 30 年度に増加している。

平成 30 年度の公害苦情の総数は 57 件であり、不法投棄に関する苦情が 35 件と最も多くなっている。

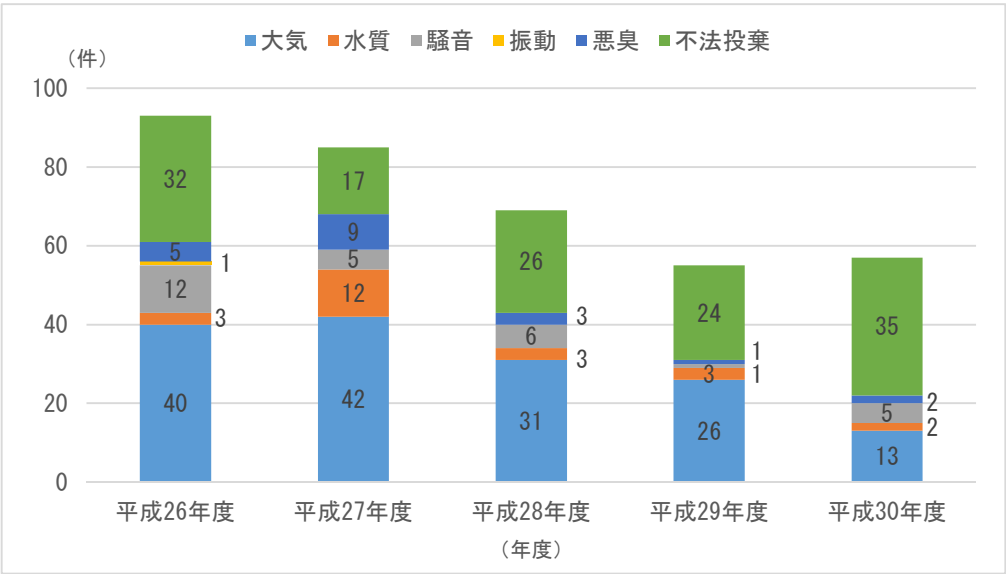

（資料：深谷市の環境（深谷市ホームページ））

図 3-2-9-2　深谷市の公害苦情件数の推移